

1-383-1

# 環境影響評価書の概要

—世田谷清掃工場建替事業—

令和8年3月

東京二十三区清掃一部事務組合



## 目 次

1	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2	対象事業の名称及び種類	1
3	対象事業の内容の概略	1
4	対象事業の目的及び内容	2
4.1	事業の目的	2
4.2	事業の内容	2
4.3	施工計画及び供用計画	11
4.4	環境保全に関する計画等への配慮の内容	22
4.5	事業計画の策定に至った経過	22
5	環境影響評価の項目	23
5.1	選定した項目	23
6	環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価	26
6.1	大気汚染	26
6.2	悪臭	43
6.3	騒音・振動	46
6.4	土壌汚染	57
6.5	地盤	60
6.6	水循環	63
6.7	日影	66
6.8	電波障害	68
6.9	景観	69
6.10	廃棄物	72
6.11	温室効果ガス	74
7	対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名	75
8	評価書案の修正の経過及びその内容	77
8.1	修正の経過	77
9	事業段階関係地域	81

10	評価書案審査意見書に記載された知事の意見	83
11	評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解	84
11.1	都民の意見書と事業者の見解	84
11.2	事業段階関係区長の意見の概要及び事業者の見解	90
12	都民の意見を聴く会の概要	92
13	調査計画書の修正の経過及びその内容	94
13.1	修正の経過及びその内容	94
13.2	調査計画書審査意見書に記載された知事の意見	97
13.3	調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見の概要	99
14	その他	102
14.1	対象事業に必要な主な許認可等及び根拠法令	102
14.2	調査等を実施した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	102
14.3	評価書を作成するにあたって参考とした資料の目録	103

## 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合  
代表者 : 管理者 吉住 健一  
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

## 2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 世田谷清掃工場建替事業  
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

## 3 対象事業の内容の概略

世田谷清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都世田谷区大蔵一丁目 1 番 1 号に位置する現世田谷清掃工場（平成20年 3 月しゅん工、焼却炉300トン/日（150トン/日・炉×2 炉）、灰溶融炉120トン/日（60トン/日・炉×2 炉））の建替えを行うものである。

現世田谷清掃工場は、建設から16年を経過したところであるが、現行のガス化溶融炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20年程度稼働し、その後建て替える整備手法が優位となった。このことから、世田谷清掃工場では令和 8 年度から建て替えることとした。

あわせて、清掃工場の施設規模は、将来の安定的な23区共同の全量処理体制を確保するため、600トン/日の処理能力とする。

対象事業の概略は、表3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所 在 地	東京都世田谷区大蔵一丁目 1 番 1 号	
敷 地 面 積	約 30,000m <sup>2</sup>	
工 事 期 間	令和 8 年度から令和 15 年度（予定）	
工場稼働年度	令和 15 年度（予定）	
処 理 能 力	可燃ごみ 600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)	
主 な 建 築 物 等	工場棟	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造) 高さ：約 37.0m
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 地上高：約 100m

## 4 対象事業の目的及び内容

### 4.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は23区が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋め立てており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は23区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

清掃一組では「一般廃棄物処理基本計画（令和3年2月改定）」（以下「一廃計画」という。）を策定しており、循環型ごみ処理システムの推進に向け、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するために計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めている。

一廃計画は、ほぼ5年ごとに改定され、令和3年2月の改定では、計画期間を令和3年度から令和16年度までとしている。施設整備計画の策定に当たっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止及び可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、耐用年数及び整備期間を考慮するとともに、令和17年度以降の工事予定や焼却余力を見据え、稼働年数の長い工場の建替えを進めてごみの確実な処理体制を維持することとしている。

現世田谷清掃工場は、建設から16年を経過したところであるが、現行のガス化溶融炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20年程度稼働し、その後建て替える整備手法が優位となった。このことから、世田谷清掃工場では令和8年度から建て替えることとした。

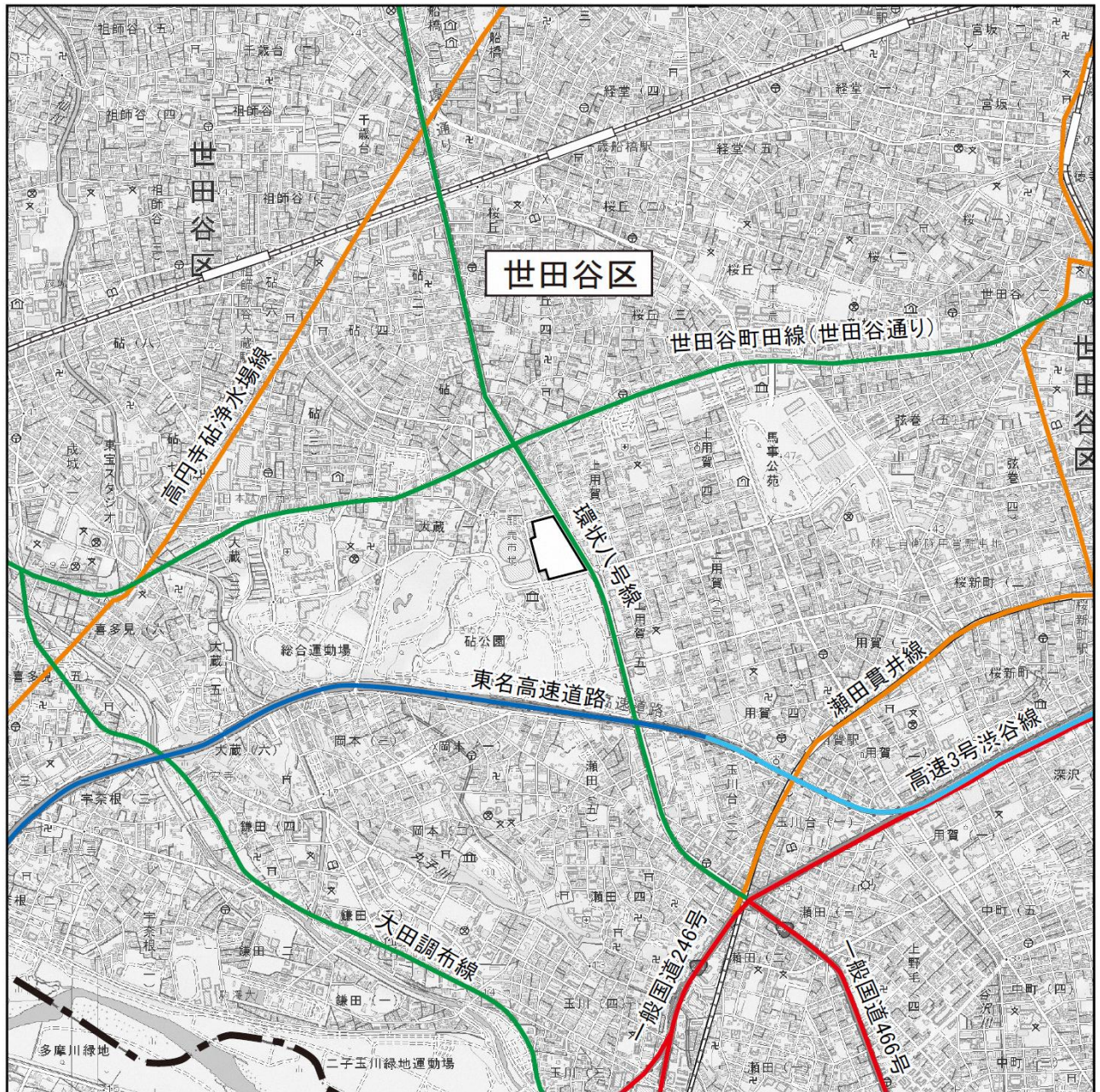
あわせて、清掃工場の施設規模は、将来の安定的な23区共同の全量処理体制を確保するため、600トン/日の処理能力とする。

### 4.2 事業の内容

#### 4.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図4.2-1に示すとおりである。

計画地は、都立砧公園の北側に位置しており、また、環状八号線に隣接した敷地面積約30,000m<sup>2</sup>の区域である。



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- ≡≡≡ : 私鉄線
- (Blue) : 高速自動車国道
- (Light Blue) : 都市高速道路
- (Red) : 一般国道
- (Green) : 主要地方道
- (Orange) : 特例都道

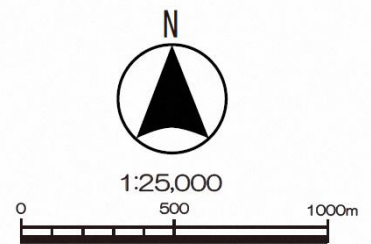


図 4.2-1 対象事業の位置

#### 4.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、最新の設備を有する清掃工場を建設するものである。

工事完了後の主な施設としては、工場棟、付属施設及び煙突がある。

なお、煙突の外筒は既存施設を再使用し、内筒(排気筒含む)を更新する。

##### 4.2.2.1 施設計画

既存及び工事完了後の施設概要は、表 4.2-1 及び表 4.2-2 に示すとおりである。

工場棟の高さは、既存の約 31.0m から工事完了後は約 37.0m とする。ただし、「東京都市計画高度地区（世田谷区決定）に規定する絶対高さ制限の特例に係る区長の認定及び許可に関する基準」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 世建調第 450 号）に基づく絶対高さ制限の特例を受けるため、市街地環境の向上に資する建築物の特例について同基準第 4 条に定める整備基準<sup>2</sup>を満たすこととし、第 5 条に定めるとおり絶対高さの上限を 31m から、37.0 m まで緩和を受けることとする。その上で、北側の高層住宅や南側の砦公園等、周辺環境との調和を図り、圧迫感を抑えるよう配慮する計画としていく。

また、煙突の外筒は既存施設を再使用し、ステンレス製の内筒 2 本及び脱臭設備の排気筒 1 本を鉄筋コンクリート造の外筒に収めるものとする。

表 4.2-1 既存及び工事完了後の施設概要（構造等）

施設区分		既存	工事完了後
敷地地盤 (GL)		T. P. 約 +40.6m	T. P. 約 +40.6m
工場棟	構造	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造)	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造)
	高さ	約 31.0m	約 37.0m
	深さ	約 19.1m (ごみバンカ深さ：約 12.5m)	約 25.0m (ごみバンカ深さ：約 22.0m)
付属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 煙突外筒は再使用する 内筒：ステンレス製
	高さ	約 100m	約 100m
	外筒 外径	上部：約 6.9m 下部：約 9.0m	上部：約 6.9m 下部：約 9.0m

注) [T. P.] = [A. P.] - 1.1344

建築面積については、既存が約 9,982m<sup>2</sup>、工事完了後が約 11,573m<sup>2</sup>となる。

なお、駐車場は27台（普通車両22台、車いす用1台、大型バス3台、荷おろし1台）分を設ける。

施設計画は図 4.2-2 に示すとおりである。また、完成予想図は図 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-2 既存及び工事完了後の施設概要（建築面積）

施設区分	既存	工事完了後
工場棟	約 9,590m <sup>2</sup>	約 11,375m <sup>2</sup>
付属施設	約 392m <sup>2</sup>	約 198m <sup>2</sup>
合計面積	約 9,982m <sup>2</sup>	約 11,573m <sup>2</sup>
建蔽率	32.5%	約 37.7%
容積率	108.4%	約 108.9%



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 待機所・洗車棟
- : 煙突
- : 緑地
- : 既存工場棟

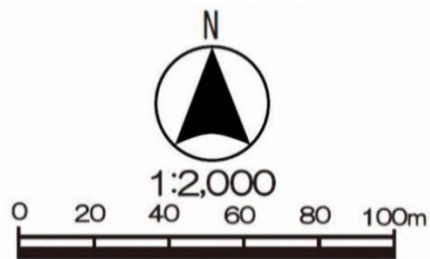


図 4.2-2 施設計画図



図4.2-3 完成予想図（南東側）

#### 4.2.2.2 設備計画

##### (1) 設備概要

既存及び工事完了後の各設備概要は表4.2-3(1)、施設の稼働に伴う煙突の排出ガスの諸元は表4.2-3(2)、施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量は表4.2-3(3)に示すとおりである。

また、ごみを清掃工場に受け入れてから、灰として搬出するまでの清掃工場の全体処理フローを図4.2-4に示す。

表 4.2-3(1) 設備概要（既存・工事完了後）

項目		既存	工事完了後
施設規模	焼却炉	300 トン/日 (150 トン/日・炉×2 炉)	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)
	灰溶融炉	120 トン/日 (60 トン/日・炉×2 炉)	—
処理能力		300 トン/日	600 トン/日
ごみ処理	処理方式	全連続式ガス化溶融炉 (流動床式)	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ
灰処理	処理方式	電気加熱式灰溶融炉	—
	処理対象物	主灰及び飛灰の混合灰	—
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、 触媒反応塔等
煙突		外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 煙突外筒は再使用する 内筒：ステンレス製
運転計画		1 日 24 時間の連続運転	1 日 24 時間の連続運転

表 4.2-3(2) 施設の稼働に伴う煙突排出ガスの諸元（2 炉合計）

項目	諸元
煙突高さ	約 100 m
湿り排出ガス量	224,900 m <sup>3</sup> N/時 <sup>注1)</sup>
乾き排出ガス量	219,900 m <sup>3</sup> N/時 <sup>注2)</sup>
排出ガス温度	190 °C

注 1) m<sup>3</sup>N/時とは、0 °C、1 気圧の標準状態に換算した 1 時間あたりの排出ガス量を示す。また、水分率 20%、O<sub>2</sub>10%の値を示した。

注 2) 乾き排出ガス量は、O<sub>2</sub>12%換算値を示す。

表 4. 2-3(3) 施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量

項目	排出濃度	排出量（2炉合計）
硫黄酸化物	10ppm	2.20m <sup>3</sup> N/時
ばいじん <sup>注1)</sup>	0.01g/m <sup>3</sup> N	2.20kg/時
窒素酸化物	50ppm	11.00m <sup>3</sup> N/時
ダイオキシン類 <sup>注2)</sup>	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	22.00μg-TEQ/時
塩化水素	10ppm	2.20m <sup>3</sup> N/時
水銀 <sup>注3)</sup>	30μg/m <sup>3</sup> N	6.60g/時

注1) ろ過式集じん器により粒径10μmを超える粒子は除去されるため、煙突から排出されるばいじんは、浮遊粒子状物質（粒径10μm以下のばいじん）として計算した。

注2) ダイオキシン類の排出濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準を示す。

注3) 水銀の排出濃度は、大気汚染防止法に基づく大気排出基準を示す。

注4) 注2、注3以外の項目は、設定した排出濃度を用いた。

注5) 排出濃度はO<sub>2</sub>12%換算値を示す。

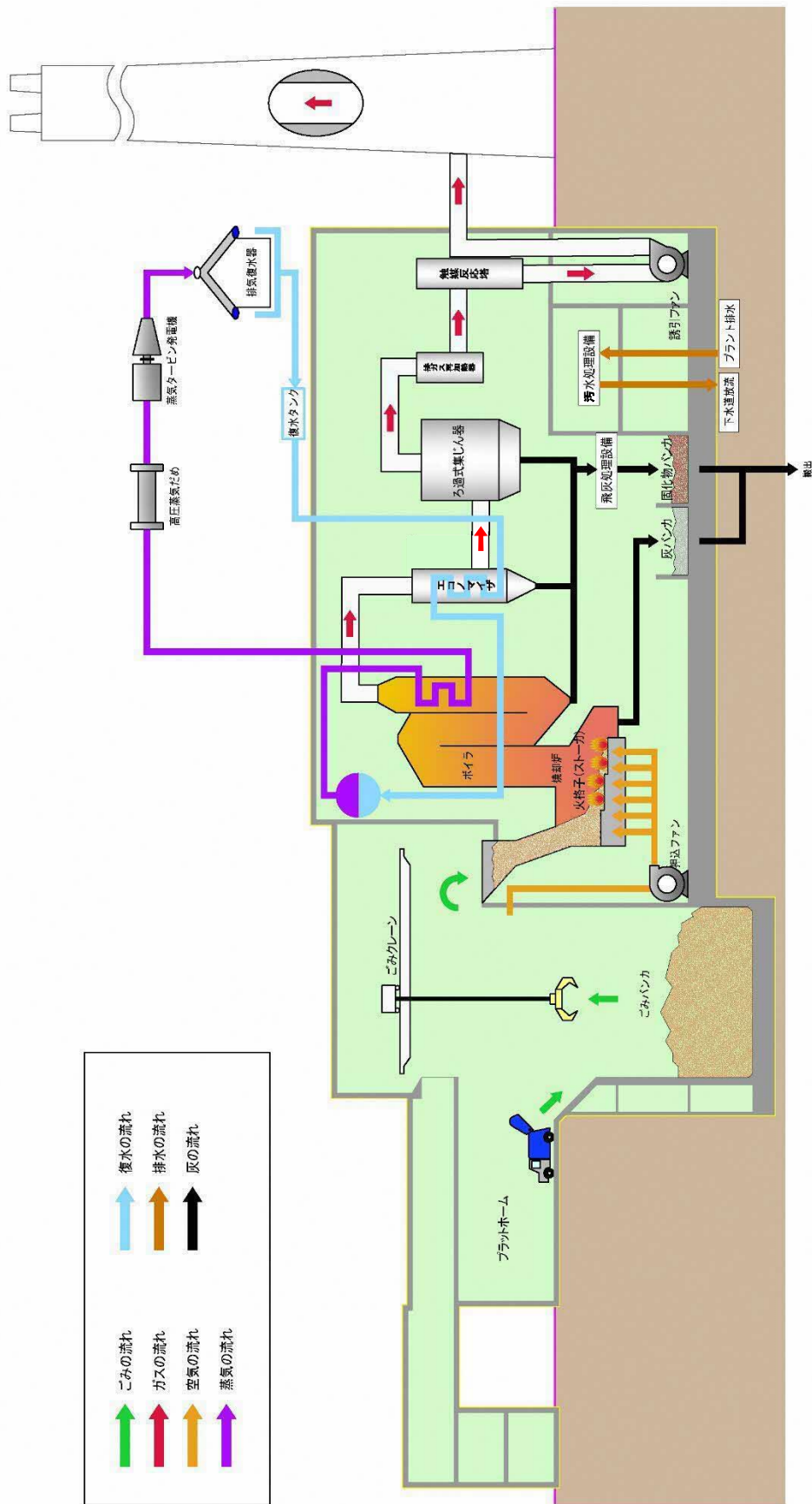


図 4.2-4 全体処理フロー（模式図）

#### 4.3 施工計画及び供用計画

##### 4.3.1 施工計画

##### 4.3.1.1 工事工程の概要

工事は令和8年度に着手し、工事期間は90か月を予定している。工事工程を表4.3-1に示す。

なお、作業時間は、原則として午前8時から午後6時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、原則、土曜日、日曜日及び祝日は作業を行わない。既存及び工事完了後の施設概要は、表4.2-1及び表4.2-2に示すとおりである。

表 4.3-1 工事工程（予定）

事業年度 主要工程	令和							
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
準備工事	■							
解体工事・土工事	■	■	■	■	■			
く体・プラント工事				■	■	■	■	■
外構工事							■	■
試運転								■

#### 4.3.1.2 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

##### (1) 準備工事

本事業の実施にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置、資材置場等の場内整備等を行う。

##### (2) 解体工事・土工事

###### ア 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及び付着物のサンプリング
- ③ 適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 高圧洗浄機等による解体作業実施前の設備内部付着物（ダイオキシン類を含むばいじん等）の除去
- ⑥ 汚染物拡散防止のための仮設の天井・壁やビニールシート等による作業場所の分離・養生
- ⑦ 汚染空気のチャコールフィルター等（ダイオキシン類対応の環境集じん器）による適切な処理
- ⑧ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

既存煙突は、外筒と排出ガスの通り道である内筒が2本と脱臭装置の排気筒が1本で構成されている。解体作業については、図4.3-1に示すとおり、外筒を残したまま内筒（排気筒含む）を解体する。この解体作業にあたっては、工程ごとに適切な養生等を行うことにより、粉じんの飛散を防止するとともに、騒音・振動の影響を低減する。

なお、煙突外筒の再使用に際し、煙突外筒の塗装下地にアスベストの含有を確認していることから、アスベスト及び粉じんの飛散を防止するため適切な養生を行い、外筒の塗装を除去後、再塗装する。

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（令和3年2月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

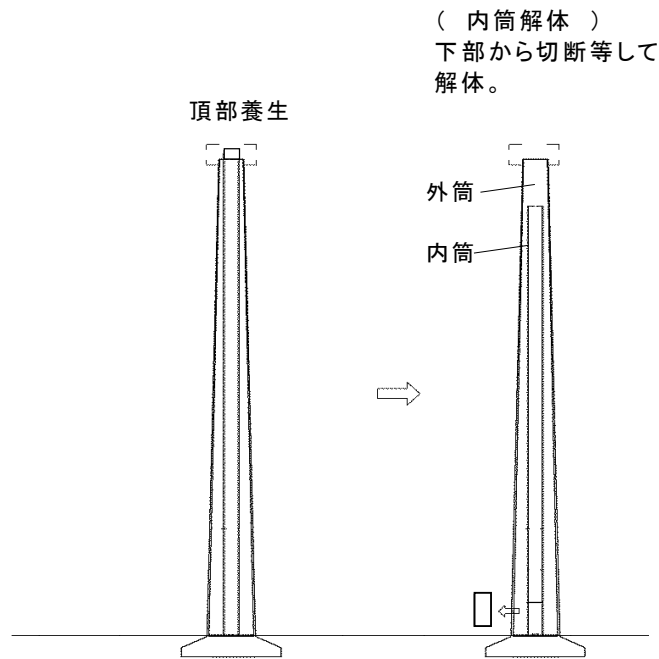


図 4.3-1 煙突解体概念図

イ 既存建築物等解体

解体工事における工事概念図は、図 4.3-2 に示すとおりである。

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存建築物等は全て解体する。解体に当たっては、粉じんの飛散や騒音を抑えられる仮設、養生、工法等を採用する。また、必要に応じて、防音パネルや防音シートを設置し、騒音対策を講じる。

また、工場外壁にはアスベストが含まれていないことは確認済みであるが、大気汚染防止法に基づき、解体前にアスベストの含有について事前調査を行い、その結果を都に報告するなど、関係法令等に基づき適切に処理する。

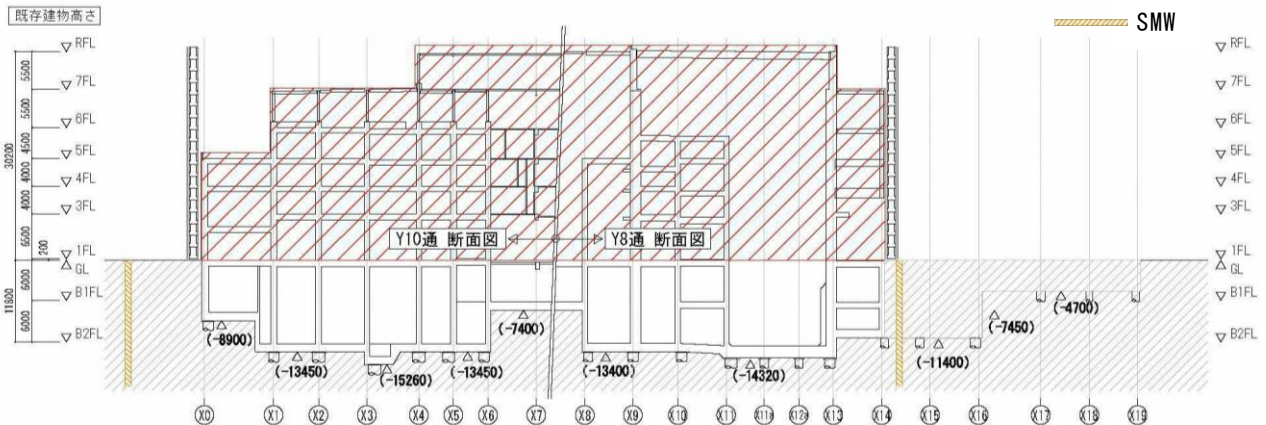


図 4.3-2 解体工事の工事概念

## ウ 土工事

土工事における山留め工事の工事概念図は、図 4.3-3 に示すとおりである。

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留め壁を工場 GL 約-28mまで貫入させ、遮水を行う。

なお、山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工等を併用することで支持する。

掘削工事は、バックホウ、クラムシェル等を用い、山留壁で囲まれた部分の掘削を深さ GL 約-25mまで行う。また、掘削工事と併せて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

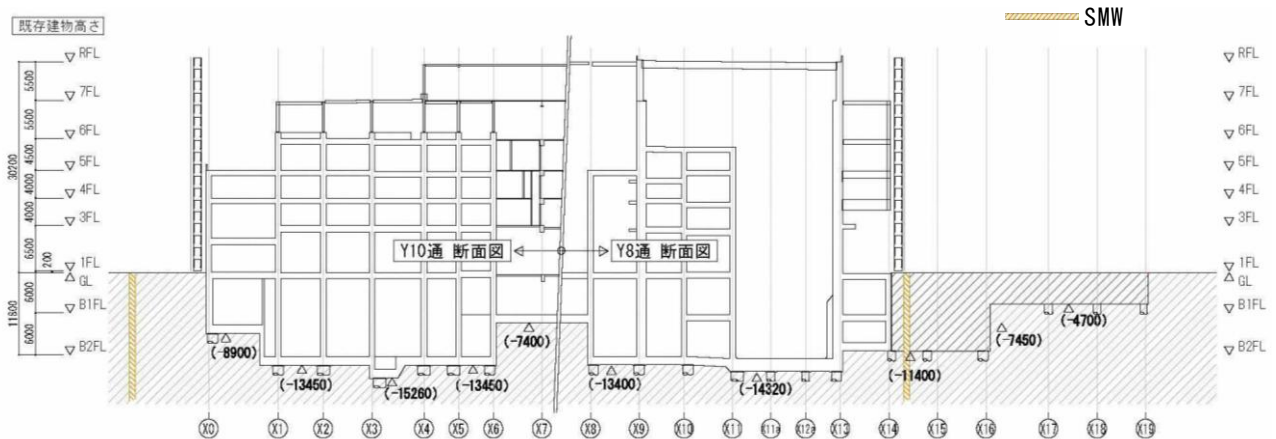


図 4.3-3 山留め工事の工事概念

### (3) く体・プラント工事

#### ア 基礎・地下く体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行った上で、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

#### イ 地上く体・仕上工事

地上く体工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下く体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。なお、仕上工事の内外装塗装に当たっては、低 VOC 塗料を使用する。

#### ウ プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

### (4) 外構工事

外構工事としては、構内道路工事、植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

#### 4.3.1.3 建設機械及び工事用車両

##### (1) 建設機械

工事の進捗に応じ、表4.3-2に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 4.3-2 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

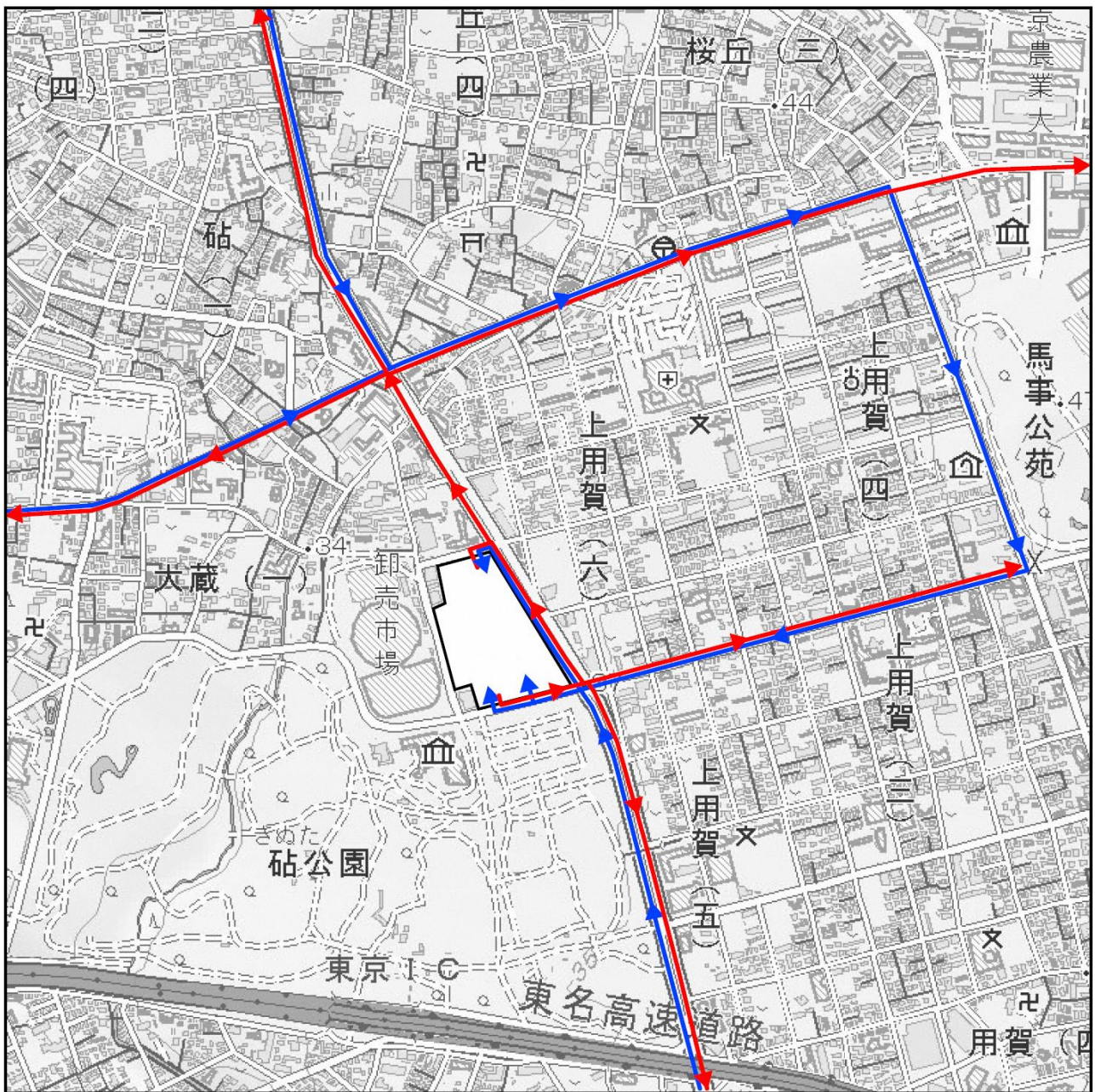
主要工程	主な作業	主な建設機械											
		ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	ローラー	アスファルトフィニッシャー	バックホウ	タワークレーン	油圧式破砕機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	杭打機	コンクリートポンプ車	コラムシエル
準備工事	工事用仮囲い設置 仮設電源設置	○	○										
解体工事・ 土工事	焼却炉設備解体 建築物解体 煙突解体 山留め（SMW等） 地下解体 掘削	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
く体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○			○	○				○	○	
外構工事	構内道路工事 植栽工事	○	○	○	○	○						○	

##### (2) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図4.3-4に示すとおりである。

工事期間中のピーク日における工事用車両台数は片道337台（大型314台、小型23台）である。

なお、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）ほか、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。



凡例

□ : 計画地

→ (blue) : 工事用車両 入車方向

→ (red) : 工事用車両 出車方向

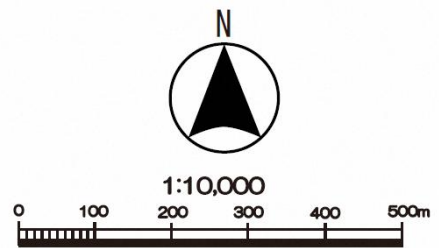


図 4.3-4 工事用車両の主な走行ルート

## 4.3.2 供用の計画

### 4.3.2.1 ごみ収集車両等計画

#### (1) 運搬計画

##### ア ごみ等の運搬

世田谷区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

主灰及び飛灰処理汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分するほか民間のセメント工場等へ搬出し、資源化も行う。

##### イ 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの5時から17時までとする。

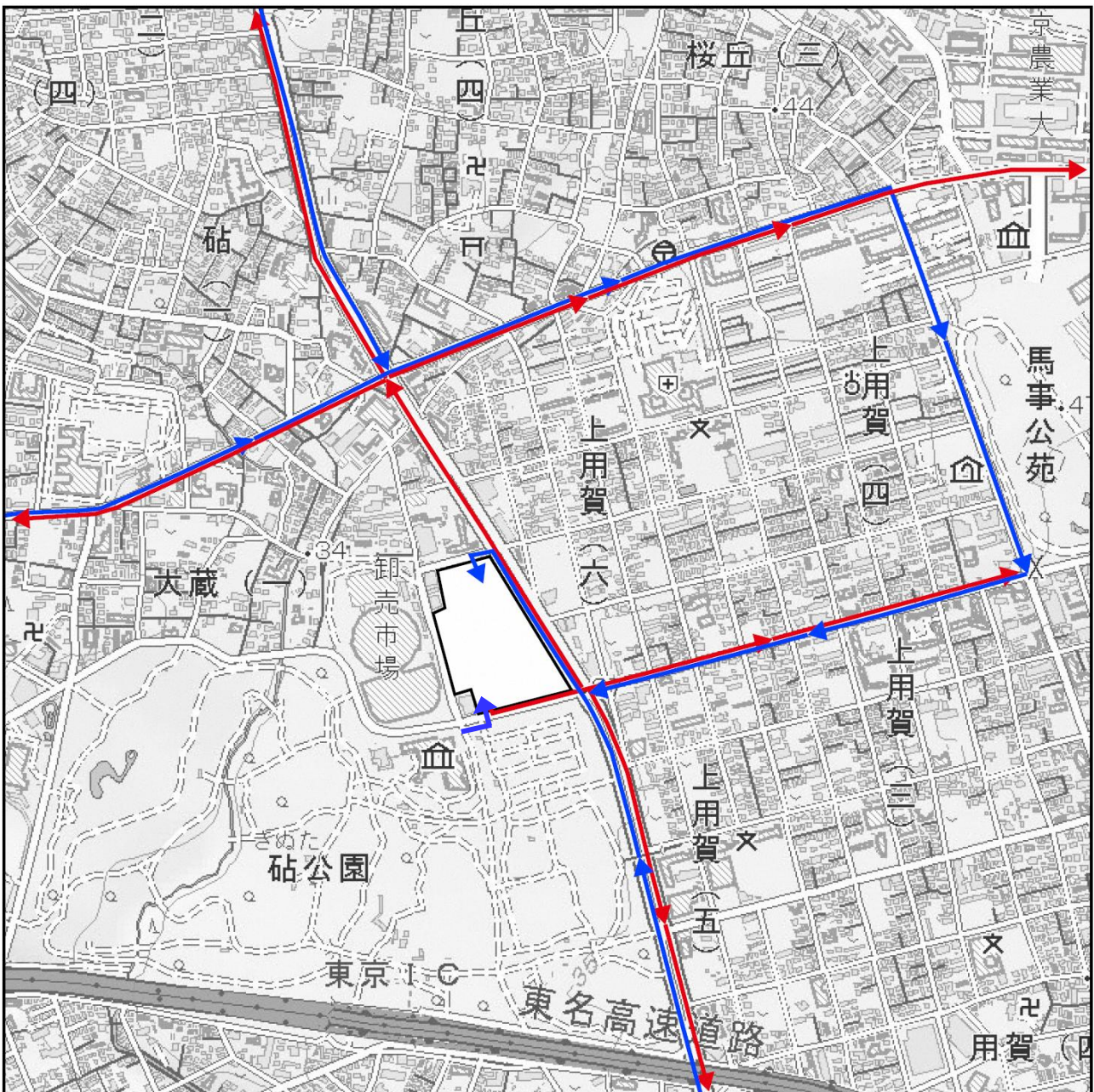
##### ウ 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、図4.3-5に示すとおりである。計画施設への入場は原則、北側からの左折入場とするが、計画施設西側の一部地域からのごみ収集車両(将来交通量約14台/日)については、南側からの左折入場とする。退場については、南側から左折退場とする。

##### エ ごみ収集車両等台数

工事完了後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である600トン/日稼働の時<sup>注)</sup>、ごみ収集車両708台/日、灰等運搬車両12台/日、合計720台/日と計画する。

注) 一週間の焼却量を6日で搬入するため、1日あたり700トン搬入する条件で台数を算出した。



凡例

□ : 計画地

→ (blue) : ごみ収集車両・灰等運搬車両 入車方向

→ (red) : ごみ収集車両・灰等運搬車両 出車方向

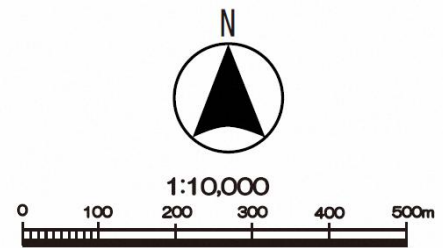


図 4.3-5 ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルート

## オ 時間帯別計画台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別計画台数は、表4.3-3に示すとおりである。

表 4.3-3 時間帯別計画台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ収集車両 (搬入)	灰等運搬車両 (搬出)	合計
5:00～6:00	8	0	8
6:00～7:00	4	0	4
7:00～8:00	8	0	8
8:00～9:00	94	2	96
9:00～10:00	134	4	138
10:00～11:00	117	0	117
11:00～12:00	83	0	83
12:00～13:00	49	0	49
13:00～14:00	113	6	119
14:00～15:00	80	0	80
15:00～16:00	18	0	18
16:00～17:00	0	0	0
合計	708	12	720

注) 時間帯別計画台数は既存施設の実績により按分した。  
あんぶん

### (2) ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観は、代表として図4.3-6及び図4.3-7に示すとおりである。

ごみ収集車両は、図4.3-6のように汚水が漏れない密閉構造になっている。また、灰等の運搬車両は、図4.3-7のように天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図 4.3-6 ごみ収集車両の外観 (小型プレス車 4 m<sup>3</sup>)



図 4.3-7 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m<sup>3</sup>）

#### 4.3.2.2 施設の監視制御

工事完了後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を24時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所<sup>1</sup>の燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度等を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。
- ② ろ過式集じん器への薬剤の吹き込み量等を制御し、排出ガス中のばいじん、塩化水素、水銀及び硫酸化物を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ③ 汚水処理設備の pH 値をモニタリングし、pH 調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

#### 4.3.2.3 ダイオキシン類対策

##### (1) 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保ち、2秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

##### (2) 排出ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルタ）入口の排出ガス温度を、200℃以下に急冷することにより、排出ガス中のダイオキシン類の再合成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）で活性炭に吸着させ、それらを捕集することにより、ダイオキシン類を除去する。更に、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N<sup>注1)</sup>）以下にする。

##### (3) 汚水対策

汚水処理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほぼ除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L<sup>注2)</sup>）以下とし、公共下水道へ放流する。

また、汚水処理過程で発生する汚泥はごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分する。

注1) TEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng（ナノグラム）は10億分の1gである。

注2) 1pg（ピコグラム）は1兆分の1gである。

#### 4.3.2.4 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥及び汚泥がある。

主灰及び飛灰処理汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。汚泥はごみバンカへ移送し、場内でごみと併せて焼却処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化による資源化も行う。そのほか、焼成砂化等による資源化を推進することで、埋立処分量の更なる削減を図る。

なお、主灰、飛灰処理汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

#### 4.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する計画には、「東京都環境基本計画」、「世田谷区基本構想」、「世田谷区環境基本計画後期2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)」等がある。

これらの計画に基づき、ごみ焼却廃熱の利用、廃棄物リサイクル、排出ガス・汚水等の公害対策、構内緑化及び周辺景観対策等に配慮する。

#### 4.5 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

##### 4.5.1 事業計画の策定

現世田谷清掃工場は、可燃ごみの焼却施設として平成20年3月に建設され、建設から16年が経過している。

清掃一組は、設立と同時に一廃計画を策定した。その後、平成18年1月、平成22年2月、平成27年2月及び令和3年2月に一廃計画を改定し、現計画では世田谷清掃工場について、令和8年度から施設整備を行う予定としている。

本事業は、この一廃計画に基づき、世田谷清掃工場の建替えを実施するものである。

##### 4.5.2 地域住民との取組

令和3年10月、世田谷清掃工場の建替事業を開始するに当たり、地域住民に対する説明会を開催し、事業全体の概要について説明した。

その後、建替計画の策定に係る調査を実施し、令和4年5月に「建替計画素案」を取りまとめ地域住民に対する住民説明会を行い、令和4年8月に「世田谷清掃工場建替計画」を策定した。

新しい世田谷清掃工場は、基本コンセプトを「環境にやさしく信頼される清掃工場」とし、基本方針として「環境に配慮した施設」、「エネルギーを有効利用する施設」、「区民の生活を守る施設」、「区民に親しまれる施設」を掲げ、環境にやさしく信頼される清掃工場を目指していく。

## 5 環境影響評価の項目

### 5.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図5-1に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表5-1及び表5-2に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスの11項目である。

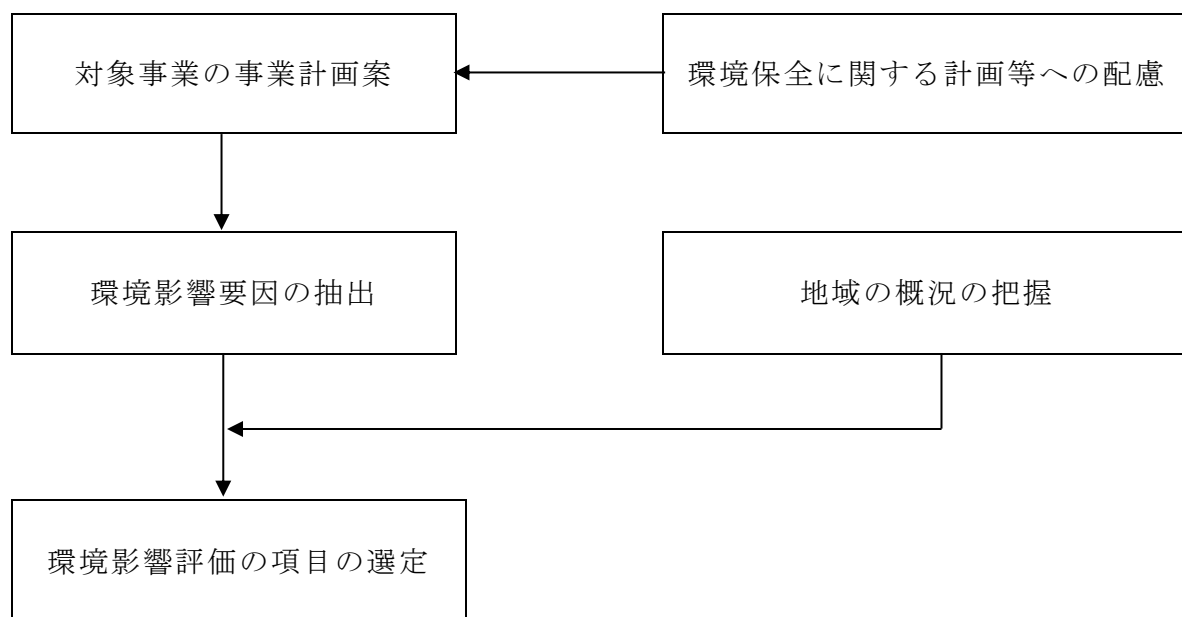


図 5-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 5-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価 の項目	環境影響要因 予測する事項	区分		工事後			
		工事中 の 施行中	工事後 の 完了後	工事 の 完了後	工事 の 完了後		
		建設 の 建設等	建設 機械 の 稼働	工事 用車 両の 走行	施設 の 存在	施設 の 稼働	ごみ 収集 車等 の 走行
大気汚染	・建設機械の稼働に伴う排出ガス及び工事用車両の走行に伴う排出ガス		○	○			
	・施設の稼働に伴う煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス					○	○
悪臭	・施設の稼働に伴う臭気の状態					○	
騒音・振動 (低周波音を 除く)	・建設機械の稼働に伴う騒音・振動及び工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動		○	○			
	・施設の稼働に伴う騒音・振動及びごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動					○	○
水質汚濁	—	—	—	—	—	—	—
土壌汚染	・土壌中の有害物質等の濃度 ・地下水への溶出の可能性の有無 ・新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無	○					
地盤	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度 ・掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	○					
	・地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度 ・地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度				○		
地形・地質	—	—	—	—	—	—	—
水循環	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化の程度	○					
	・地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度				○		
	・地表構造物の存在等に伴う雨水の地表面流出量の変化の程度						
生物・生態系	—	—	—	—	—	—	—
日影	・冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○		
電波障害	・計画建築物等の存在によるテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送（BS、CS））の遮蔽障害				○		
風環境	—	—	—	—	—	—	—
景観	・計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 ・計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度				○		
史跡・文化財	—	—	—	—	—	—	—
自然との触れ 合い活動の場	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物	・廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	○					
	・建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法						
	・廃棄物の排出量、資源化量及び処理・処分方法					○	
温室効果ガス	・施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量及びそれらの削減量の程度					○	

表 5-2 大気汚染に係る予測・評価物質

環境影響評価の項目 環境影響要因		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	ダイオキシン類	塩化水素	水銀
		(SO <sub>2</sub> )	(SPM)	(NO <sub>2</sub> )	(DXNs)	(HCl)	(Hg)
工 事 の 施 行 中	建設機械の稼働		○	○			
	工事用車両の走行		○	○			
工 事 の 完 了 後	施設の稼働	○	○	○	○	○	○
	ごみ収集車両等の走行		○	○			

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

## 6 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

### 6.1 大気汚染

#### 6.1.1 環境保全のための措置

##### 6.1.1.1 予測に反映した措置

###### (1) 工事の施行中

- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ・計画地の敷地境界に高さ3 m程度の仮囲いを設ける。

###### (2) 工事の完了後

ろ過式集じん器及び触媒反応塔を設置して煙突排出ガス中の汚染物質排出量を極力抑えるとともに、法規制値以下の排出濃度を設定し、これを遵守する。また、定期的に監視を行う。煙突排出ガス中の水銀等の排出濃度については、大気汚染防止法等関連法令に基づき測定・記録を行う。

なお、工場の大気汚染に係る法規制値及び排出濃度は表6.1-1に示すとおりである。

表 6.1-1 大気汚染に係る法規制値及び排出濃度

項目	法令に基づく規制値			排出濃度
	根拠法令	規制の内容	法規制値	
硫黄酸化物	「大気汚染防止法」 (昭和43年法律第97号)	総量規制	605 m <sup>3</sup> N/日 (110 ppm)	10 ppm以下
ばいじん		濃度規制	0.04 g/m <sup>3</sup> N	0.01 g/m <sup>3</sup> N以下
窒素酸化物		総量規制	12.8 m <sup>3</sup> N/h (80 ppm)	50 ppm以下
		濃度規制	250 ppm	
ダイオキシン類	「ダイオキシン類対策特別措置法」 (平成11年法律第105号)	濃度規制	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下
塩化水素	「大気汚染防止法」 (昭和43年法律第97号)	濃度規制	700 mg/m <sup>3</sup> N (約430 ppm)	10 ppm以下
水銀		濃度規制	30 μg/m <sup>3</sup> N	30 μg/m <sup>3</sup> N以下

注1) 排出濃度は、O<sub>2</sub>12%換算値を示す。

注2) 法規制値の欄の( )内の数値は、排出濃度と比較するためにO<sub>2</sub>12%換算値を示す。

### 6.1.1.2 予測に反映しなかった措置

#### (1) 工事の施工中

- 工事現場及び工事用道路には、住宅が近接していることを考慮し、散水及びシートによる養生等を行い、粉じんの発生を防止する。
- 工事用車両のタイヤに付着した泥・土の水洗いを行うための洗浄設備等を出口付近に設置し、泥・土が周辺に出ないように配慮する。
- 工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配備し、清掃に努める。
- 工事用車両については、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車の使用、アイドリング・ストップの励行などを指導する。
- 解体工事におけるダイオキシン類及びアスベストについては、関係法令等に準拠した措置を講じ、飛散を防止する。
- 煙突の解体に当たっては、工程ごとに適切な養生等を行い、粉じんの飛散を防止する。
- 解体に当たっては、適宜散水し、粉じんの飛散を防止する。
- 仕上工事の内外装塗装に当たっては、低VOC塗料を使用する。

#### (2) 工事の完了後

- 施設内を走行するごみ収集車両等については、アイドリング・ストップを推奨し、また、ごみ収集車両を適切に誘導し、工場敷地内及び周辺道路で渋滞しないよう努める。
- 排出濃度を遵守するだけでなく、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質排出量を極力抑えるよう努める。

## 6.1.2 評価の結果

評価の指標を日平均値の環境基準とした二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、年平均値の予測結果を日平均値（日平均値の年間2%除外値又は日平均値の年間98%値）に換算した。

### 6.1.2.1 工事の施行中

#### (1) 建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響

建設機械の稼働に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表6.1-2に示すとおりである。また、予測地域については図6.1-1に示すとおりである。

年平均値から日平均値（日平均値の年間2%除外値又は日平均値の年間98%値）への換算は、発生源と最大着地濃度地点が近接していることから、計画地から半径5km以内の自動車排出ガス測定局における過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）の測定結果から得られる年平均値と日平均値の換算式を用いて行った。

表 6.1-2 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度の評価結果

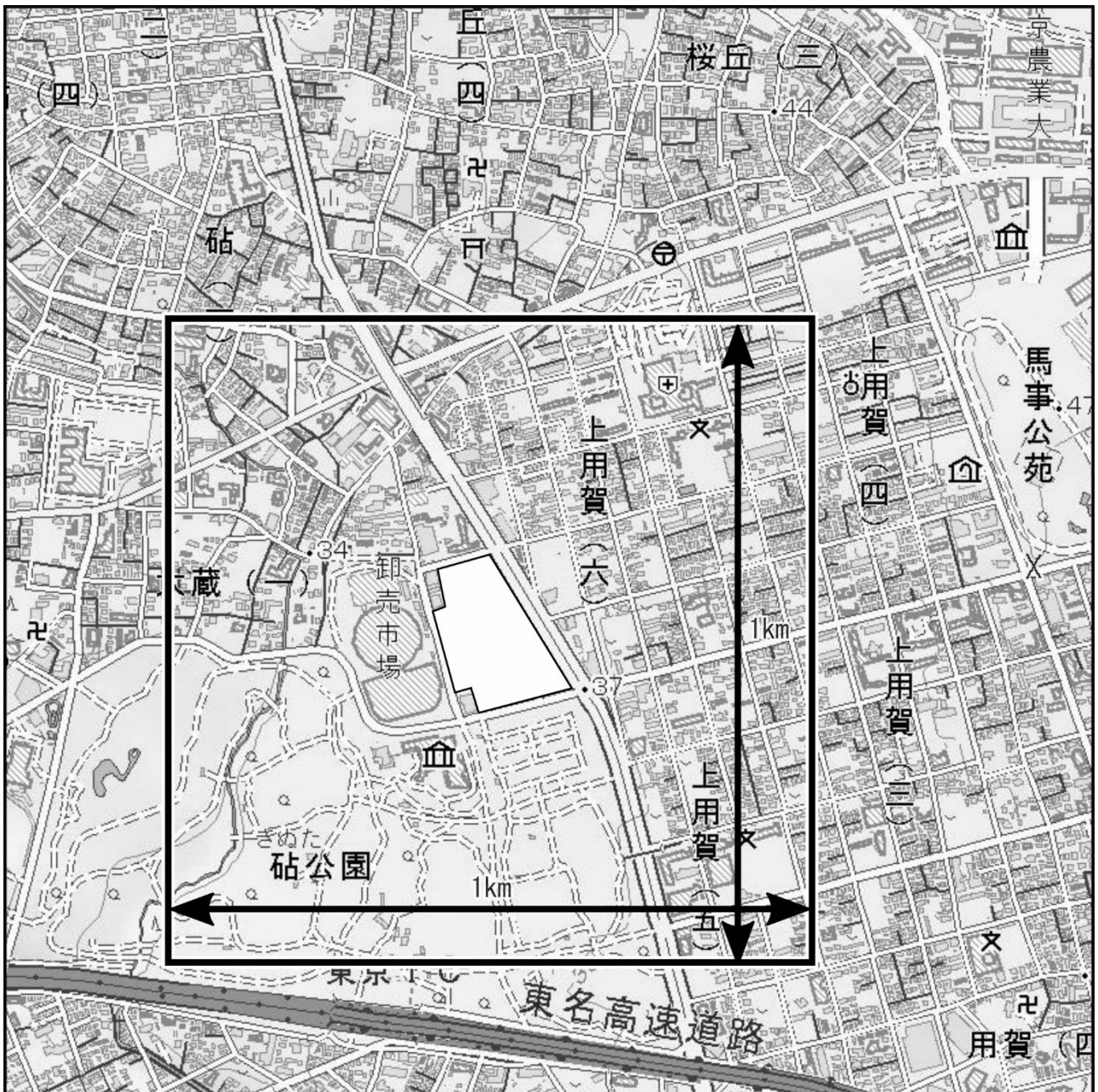
項目	予測濃度		環境基準
	年平均値	日平均値の年間2%除外値又は年間98%値	
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.014 (寄与率 7.1%)	0.032	日平均値の年間2%除外値が0.10以下
二酸化窒素 (ppm)	0.024 (寄与率 45.8%)	0.043	日平均値の年間98%値が0.04から0.06までのゾーン内又はそれ以下

注1) 予測濃度はバックグラウンド濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.013 (mg/m<sup>3</sup>)

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.013 (ppm)

注2) 予測濃度の日平均値は、浮遊粒子状物質については年間2%除外値、二酸化窒素については年間98%値を示す。



凡 例

□ : 計画地

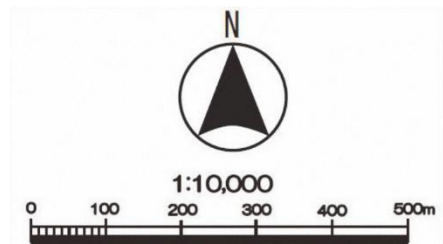


図 6.1-1 建設機械の稼働に伴う排出ガス予測地域

#### ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測濃度の日平均値の年間2%除外値は $0.032\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は7.1%である。

なお、工事の実施に際しては、環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

#### イ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

予測濃度の日平均値の年間98%値は $0.043\text{ppm}$ であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は45.8%である。

なお、工事の実施に際しては、環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

### (2) 工事中車両の走行に伴う排出ガスによる影響

工事中車両の走行に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表6.1-3及び表6.1-4に示すとおりである。また、予測地域、予測地点は図6.1-2に示すとおりである。

年平均値から日平均値（日平均値の年間2%除外値又は日平均値の年間98%値）への換算は、計画地から半径5km以内の自動車排出ガス測定局における過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）の測定結果から得られる年平均値と日平均値の換算式を用いて行った。

#### ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測濃度の日平均値の年間2%除外値は道路端で $0.029\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占める工事中車両影響濃度の寄与率は、0.01~0.05%である。

したがって、予測濃度に占める工事中車両影響濃度の寄与率は小さく、工事中車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-3 浮遊粒子状物質の予測濃度の評価結果

単位：mg/m<sup>3</sup>

予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の年間2%除外値	
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	0.013 (寄与率 0.02%)	0.029	日平均値の年間 2%除外値が 0.10 以下
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	0.013 (寄与率 0.05%)	0.029	
③	大蔵一丁目住宅前	0.013 (寄与率 0.01%)	0.029	

注1) 年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び工事用車両影響濃度を含む。  
浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.013 (mg/m<sup>3</sup>)

イ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

予測濃度の日平均値の年間98%値は道路端で0.034~0.039ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占める工事用車両影響濃度の寄与率は、0.79~8.01%である。

したがって、予測濃度に占める工事用車両影響濃度の寄与率は小さく、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

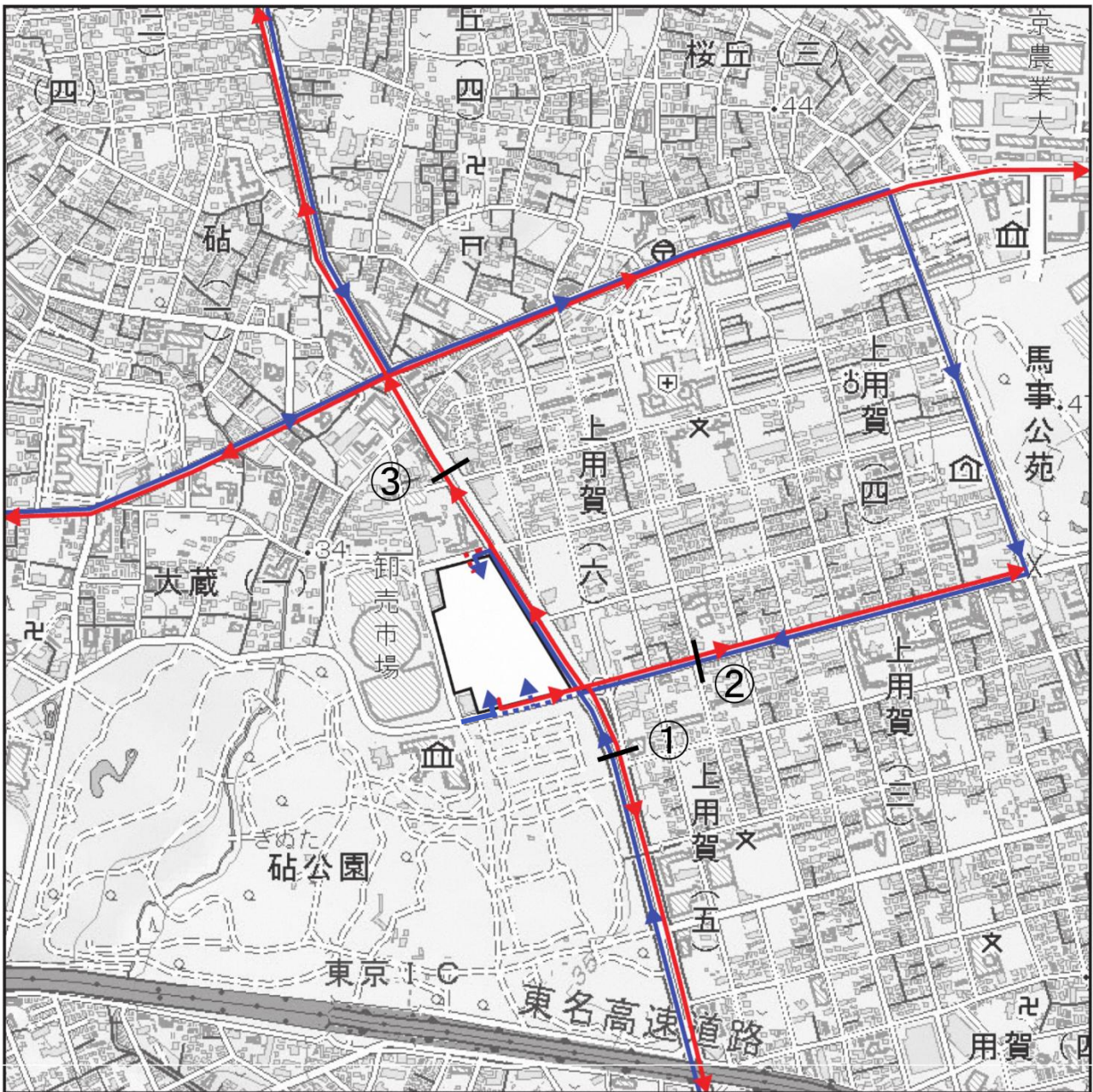
表 6.1-4 二酸化窒素の予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の年間98%値	
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	0.020 (寄与率 1.37%)	0.039	日平均値の年間 98%値が 0.04 から 0.06 までのゾーン 内又はそれ以下
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	0.016 (寄与率 8.01%)	0.034	
③	大蔵一丁目住宅前	0.019 (寄与率 0.79%)	0.038	

注1) 年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び工事用車両影響濃度を含む。  
二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.013 (ppm)



凡例

- : 計画地
- : 道路沿道大気質予測地点
  - ① 上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)
  - ② 上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)
  - ③ 大蔵一丁目住宅前
- (solid blue) : 工事用車両・ごみ収集車両等入車方向
- (dotted blue) : 工事用車両入車方向
- (solid red) : 工事用車両・ごみ収集車両等出車方向
- (dotted red) : 工事用車両出車方向

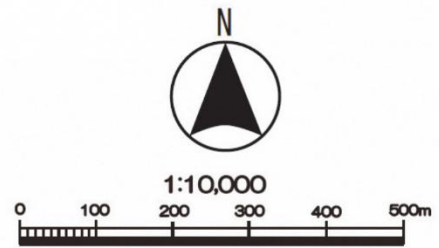


図 6.1-2 工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス予測地域・予測地点

## 6.1.2.2 工事の完了後

### (1) 施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響

#### ア 長期平均値（年平均値）

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表6.1-5～表6.1-10に示すとおりである。また、予測地域・予測地点は図6.1-3に示すとおりである。

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の年平均値から日平均値（日平均値の年間2%除外値又は日平均値の年間98%値）への換算は、計画地から半径5km以内の一般環境大気測定局における過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）の測定結果から得られる年平均値と日平均値の換算式を用いて行った。

#### (7) 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の日平均値の年間2%除外値は0.003ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で4.21%である。

なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.1-5 二酸化硫黄予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点	項目	予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 年間2%除外値	
①	世田谷清掃工場	0.001 (寄与率：1.54%)	0.003	日平均値の年間2%除外値が0.04以下
②	桜丘すみれば自然庭園	0.001 (寄与率：4.06%)	0.003	
③	京西小学校	0.001 (寄与率：1.31%)	0.003	
④	聖ドミニコ学園	0.001 (寄与率：3.72%)	0.003	
⑤	総合運動場	0.001 (寄与率：3.10%)	0.003	
	予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約1,000m)	0.001 (寄与率：4.21%)	0.003	

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

二酸化硫黄のバックグラウンド濃度：0.001 (ppm)

(イ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の日平均値の年間2%除外値は0.031mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で0.34%である。

したがって、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は小さく、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-6 浮遊粒子状物質予測濃度の評価結果

単位：mg/m<sup>3</sup>

項目 予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 年間2%除外値	
①	世田谷清掃工場	0.013 (寄与率：0.12%)	0.031	日平均値の 年間2%除 外値が0.10 以下
②	桜丘すみれば自然庭園	0.013 (寄与率：0.32%)	0.031	
③	京西小学校	0.013 (寄与率：0.10%)	0.031	
④	聖ドミニコ学園	0.013 (寄与率：0.30%)	0.031	
⑤	総合運動場	0.013 (寄与率：0.25%)	0.031	
予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約1,000m)		0.013 (寄与率：0.34%)	0.031	

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.013 (mg/m<sup>3</sup>)

(ウ) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の日平均値の年間98%値は0.033ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で1.08%である。

なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.1-7 二酸化窒素予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 年間98%値	
①	世田谷清掃工場	0.013 (寄与率：0.38%)	0.032	日平均値の 年間98%値が 0.04から0.06 までのゾーン内 又はそれ以下
②	桜丘すみれば自然庭園	0.013 (寄与率：1.04%)	0.033	
③	京西小学校	0.013 (寄与率：0.33%)	0.032	
④	聖ドミニコ学園	0.013 (寄与率：1.01%)	0.033	
⑤	総合運動場	0.013 (寄与率：0.66%)	0.032	
予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約1,000m)		0.013 (寄与率：1.08%)	0.033	

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.013 (ppm)

(I) ダイオキシン類 (DXNs)

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の年平均値は0.014pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で3.05%である。

なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.1-8 ダイオキシン類の予測濃度の評価結果

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

項目		予測濃度	環境基準
		年平均値	
①	世田谷清掃工場	0.014 (寄与率：1.10%)	年平均値が 0.6 以下
②	桜丘すみれば自然庭園	0.014 (寄与率：2.94%)	
③	京西小学校	0.014 (寄与率：0.94%)	
④	聖ドミニコ学園	0.014 (寄与率：2.69%)	
⑤	総合運動場	0.014 (寄与率：2.23%)	
予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約 1,000m)		0.014 (寄与率：3.05%)	

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。ダイオキシン類のバックグラウンド濃度：0.014 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

(オ) 塩化水素 (HCl)

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の年平均値は0.0008ppmであり、評価の指標とした「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月16日付け環大規第136号)に示された目標環境濃度を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で5.21%である。

なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.1-9 塩化水素の予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点	項目	予測濃度	目標環境濃度
		年平均値	
①	世田谷清掃工場	0.0008 (寄与率：1.91%)	年平均値が 0.02以下
②	桜丘すみれば自然庭園	0.0008 (寄与率：5.03%)	
③	京西小学校	0.0008 (寄与率：1.64%)	
④	聖ドミニコ学園	0.0008 (寄与率：4.61%)	
⑤	総合運動場	0.0008 (寄与率：3.84%)	
	予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約1,000m)	0.0008 (寄与率：5.21%)	

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第五位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。

塩化水素のバックグラウンド濃度：0.0008 (ppm)

(カ) 水銀 (Hg)

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度の年平均値は $0.0020 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、評価の指標とした「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）」（平成15年7月31日付け中環審第143号）に示された指針値を下回る。

また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は最大着地濃度地点で6.50%である。

なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努めることにより、施設の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.1-10 水銀の予測濃度の評価結果

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

予測地点	項目	予測濃度	指針値
		年平均値	
① 世田谷清掃工場 ② 桜丘すみれば自然庭園 ③ 京西小学校 ④ 聖ドミニコ学園 ⑤ 総合運動場		0.0019 (寄与率：2.40%)	年平均値が 0.04 以下
		0.0020 (寄与率：6.27%)	
		0.0019 (寄与率：2.06%)	
		0.0020 (寄与率：5.76%)	
		0.0020 (寄与率：4.80%)	
予測最大着地濃度地点 (計画地の北、約1,000m)	0.0020 (寄与率：6.50%)		

注1) 年平均値は、予測結果の値を小数第五位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。  
水銀のバックグラウンド濃度： $0.0019 (\mu\text{g}/\text{m}^3)$

## イ 短期平均値（1時間値）

上層逆転層発生時の予測濃度は表6.1-11に示すとおりであり、評価の指標とした環境基準、短期暴露指針値、目標環境濃度及び指針値を下回る。

なお、この濃度は、調査期間中の上層逆転層発生時のなかで最も濃度が高くなる気象条件において予測した。高層気象観測結果によると、当該気象条件の出現頻度は1.3%であった。

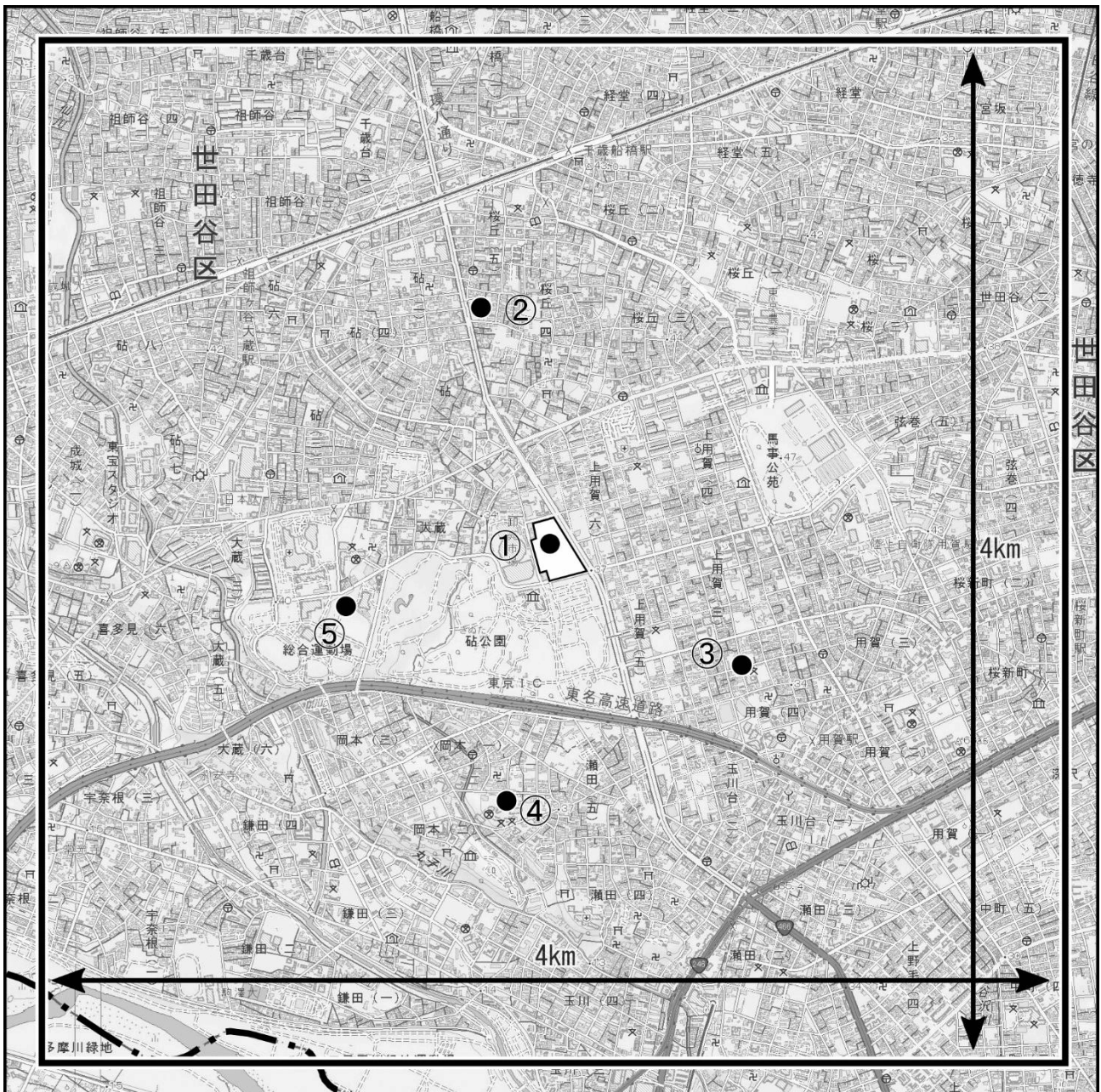
したがって、予測濃度の最大は評価の指標を下回り、出現頻度も低いことから、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表6.1-11 予測濃度の評価結果（上層逆転層発生時）

予測物質	項目	予測濃度	評価の指標	
二酸化硫黄	(ppm)	0.008	0.1以下	環境基準
浮遊粒子状物質	(mg/m <sup>3</sup> )	0.053	0.20以下	環境基準
二酸化窒素	(ppm)	0.069	0.1以下	短期暴露指針値
ダイオキシン類	(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.053	0.6以下	環境基準
塩化水素	(ppm)	0.005	0.02以下	目標環境濃度
水銀	(μg/m <sup>3</sup> )	0.008	0.04以下	指針値

注1) 予測濃度は、予測結果の値を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及び煙突排出ガス影響濃度を含む。



凡 例

□ : 計画地

— · — : 都県界

● : 予測地点

- ① 世田谷清掃工場
- ② 桜丘すみれば自然庭園
- ③ 京西小学校
- ④ 聖ドミニコ学園
- ⑤ 総合運動場

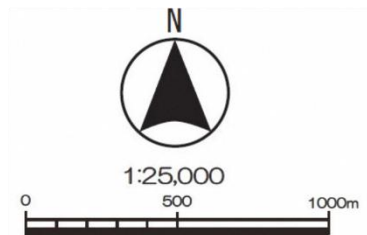


図 6.1-3 施設稼働に伴う排出ガス予測地域・予測地点

## (2) ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる影響

ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表6.1-12及び表6.1-13に示すとおりである。

年平均値から日平均値（日平均値の年間2%除外値又は日平均値の年間98%値）への換算は、計画地から半径5km以内の自動車排出ガス測定局における過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）の測定結果から得られる年平均値と日平均値の換算式を用いて行った。

### ア 浮遊粒子状物質（SPM）

予測濃度の日平均値の年間2%除外値は道路端で0.029mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は、0.01未満～0.03%である。

したがって、予測濃度に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は小さく、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-12 浮遊粒子状物質予測濃度の評価結果

単位：mg/m<sup>3</sup>

予測地点	予測濃度		環境基準
	年平均値	日平均値の 年間2% 除外値	
① 上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	0.013 (寄与率 0.01%)	0.029	日平均値の年間2% 除外値が 0.10 以下
② 上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	0.013 (寄与率 0.03%)	0.029	
③ 大蔵一丁目住宅前	0.013 (寄与率 0.01%未満)	0.029	

注1) 年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及びごみ収集車両等影響濃度を含む。  
浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.013 (mg/m<sup>3</sup>)

## イ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

予測濃度の日平均値の年間98%値は道路端で0.034~0.037ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は、0.17~6.92%である。

したがって、予測濃度に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は小さく、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-13 二酸化窒素予測濃度の評価結果

単位：ppm

予測地点		予測濃度		環境基準
		年平均値	日平均値の 年間 98%値	
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	0.018 (寄与率 1.10%)	0.037	日平均値の年間 98%値が 0.04 から 0.06 までの ゾーン内又はそれ以下
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	0.015 (寄与率 6.92%)	0.034	
③	大蔵一丁目住宅前	0.018 (寄与率 0.17%)	0.036	

注1) 年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度及びごみ収集車両等影響濃度を含む。  
二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.013 (ppm)

## 6.2 悪臭

### 6.2.1 環境保全のための措置

#### 6.2.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。
- ・プラットホーム出入り口には自動扉、エアカーテンを設け、プラットホームを外気と遮断する。
- ・ごみバンクのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止する。
- ・焼却炉の稼働時には、ごみバンク内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉に吸引し、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・ごみバンク内の臭気は焼却炉へ送り込まれ、焼却により臭気物質を800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化を図る。
- ・定期補修工事中など焼却炉停止時には、ごみバンク内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンク内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。
- ・焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンク内の気積に見合ったものとする事により、脱臭能力を確保する。
- ・ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水は、工場退出時に洗車装置で適宜洗車する。また、清掃工場内の道路は適宜洗浄する。
- ・計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、清掃工場内に設置する汚水処理設備にて、凝集沈殿処理及びろ過処理を行い、公共下水道へ排出する。また、計画施設から発生する生活排水については、公共下水道へ排出する。

## 6.2.2 評価の結果

### 6.2.2.1 施設の稼働に伴う臭気の状態

#### (1) 敷地境界

計画施設の稼働時における敷地境界の評価結果は表6.2-1に示すとおりである。

予測結果は、臭気指数10未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（臭気指数12）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-1 敷地境界の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
計画地敷地境界	<10	12

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第1号規制基準を示し、第二種区域における敷地境界線での値である。

#### (2) 煙突等気体排出口

計画施設の稼働時における煙突等気体排出口の評価結果は表6.2-2に示すとおりである。

臭気排出強度の予測結果は、焼却設備が1炉当たり $2.4 \times 10^6 \text{ m}^3/\text{min}$ 、脱臭装置（出口）が $3.0 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{min}$ であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（焼却設備： $2.4 \times 10^8 \text{ m}^3/\text{min}$ 、脱臭装置： $2.7 \times 10^7 \text{ m}^3/\text{min}$ ）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-2 煙突等気体排出口の評価結果

評価対象	臭気排出強度 (m <sup>3</sup> N/min)	
	予測結果	規制基準
焼却設備 (1炉当たり)	2.4×10 <sup>6</sup>	2.4×10 <sup>8</sup>
脱臭装置 (出口)	3.0×10 <sup>5</sup>	2.7×10 <sup>7</sup>

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第2号規制基準を示し、第二種区域における煙突等気体排出口での値である。なお、基準算出の設定条件は計画施設の諸条件とし、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により、以下のとおりとした。

【焼却設備】

排出口高さ：100m、排出口径：1.6m、目標臭気指数：12  
 排出口から敷地境界までの最短距離：18m  
 周辺最大建物高さ：37m (工事完了後の工場棟)  
 周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：10m  
 排出ガス流量 (湿り)：1,874m<sup>3</sup>N/min、排出ガス温度：190℃

【脱臭装置】

排出口高さ：100m、排出口径：1.5m、目標臭気指数：12  
 排出口から敷地境界までの最短距離：18m  
 周辺最大建物高さ：37m (工事完了後の工場棟)  
 周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：10m  
 排出ガス吐出速度：15m/s、排出ガス温度：29℃

(3) 排水

計画施設の稼働時における排水の評価結果は表6.2-3に示すとおりである。

予測結果は臭気指数14であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準 (臭気指数28) を下回る。

なお、計画施設からの排水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へは排出しない。したがって、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

表 6.2-3 排水の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	規制基準
排水	14	28

注) 規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第3号規制基準を示し、計画施設が該当する第二種区域における排水の値である。

## 6.3 騒音・振動

### 6.3.1 環境保全のための措置

#### 6.3.1.1 予測に反映した措置

##### (1) 工事の施行中

- ・ 工事用車両の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・ 計画地の敷地境界に高さ 3 m 程度の仮囲いを設ける。

##### (2) 工事の完了後

- ・ ごみ収集車両等の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・ 工場設備は原則として、屋内に設置する。また、必要な壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。
- ・ 冷却塔にはサイレンサーを設置する。

#### 6.3.1.2 予測に反映しなかった措置

##### (1) 工事の施行中

- ・ 解体には、事前に騒音・振動対策を計画し、発生を極力少なくするよう努める。
- ・ 工事には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用する。既存建築物の解体に当たっては、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用していく。
- ・ 工事は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。また、早朝、夜間及び土曜、日曜、祝日の作業は原則として行わない。
- ・ 建設機械類の配置については、1 か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討する。
- ・ 工事用車両の搬出入については、車両の走行ルートの特約、安全走行等により、騒音・振動の低減に努める。また、特殊な車両となる場合以外、早朝、夜間及び土曜、日曜、祝日の搬出入は原則として行わない。
- ・ 工事用車両の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底する。

##### (2) 工事の完了後

- ・ 騒音対策が必要な機器（ボイラ用安全弁等）には消音器を設置する。また、給排気設備にはガラリやチャンバー室を設ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。
- ・ ごみ収集車両等の運行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底し、周辺環境に配慮するよう、速度厳守などの注意喚起に努める。
- ・ 振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。

## 6.3.2 評価の結果

### 6.3.2.1 工事の施行中

#### (1) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

##### ア 建設機械の稼働に伴う騒音

建設機械の稼働に伴う騒音の評価の結果は、表6.3-1に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-1に示すとおりである。

予測結果は、解体・土工事（35か月目）で76dB、く体・プラント工事（71～73か月目）で76dBであり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（85dB）及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準（80dB）を満足する。

さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表6.3-1 建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）

主な工種			経過月数	予測地点 (最大値出現地点)		騒音レベル(dB)	
						予測結果 (最大値)	規制基準 勧告基準
(1)	解体・土工事	地下部解体、埋戻し	35 か月目	④	敷地境界西側	76	85 <sup>注1)</sup>
(2)	く体・プラント工事	建方（計画建物）	71～73 か月目	②	敷地境界東側	76	80 <sup>注2)</sup>

注1) 35 か月目の規制基準・勧告基準は、「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を示す。

注2) 71～73 か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

## イ 建設機械の稼働に伴う振動

建設機械の稼働に伴う振動の評価の結果は、表6.3-2に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-1に示すとおりである。

予測結果は、解体・土工事（35か月目）で62dB、く体・プラント工事（81～82か月目）で68dBであり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定建設作業の規制に関する基準（75dB）及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準（70dB）を下回る。

さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表6.3-2 建設機械の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界）

主な工種			経過月数	予測地点 (最大値出現地点)	振動レベル(dB)	
					予測結果 (最大値)	規制基準 勧告基準
(1)	解体・土工事	地下部解体、埋戻し	35 か月目	④ 敷地境界西側	62	75 <sup>注1)</sup>
(2)	く体・プラント工事	建方(計画建物、付帯設備)、 外構	81～82 か月目	④ 敷地境界西側	68	70 <sup>注2)</sup>

注1) 35か月目の規制基準・勧告基準は、「振動規制法」に定める特定建設作業の規制に関する基準を示す。

注2) 81～82か月目の規制基準・勧告基準は、「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準を示す。

注3) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 待機所・洗車棟
- : 煙突
- : 緑地
- : 既存工場棟
- : 予測地点

敷地境界の各辺(①~④)における  
最大値出現地点

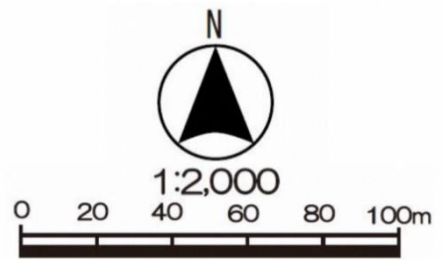


図 6.3-1 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音・振動予測地点

## (2) 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動

### ア 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音

工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音の評価の結果は、表6.3-3に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-2に示すとおりである。

予測結果は、64dB～71dBであり、地点②及び地点③において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（②：60dB、③：70dB）を超えている。ただし、環境基準を超えているものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は地点①で1(0.2)dB、地点②で2(1.1)dB、地点③で0(0.1)dBであり、現況と同程度と予測される。

工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの特約、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音の影響は小さいと考える。

表6.3-3 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音の評価結果

予測地点		等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)			
		現況調査結果	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	予測結果	環境基準
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	68	1(0.2)	69	70
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	<u>62</u>	2(1.1)	<u>64</u>	60
③	大蔵一丁目住宅前	<u>71</u>	0(0.1)	<u>71</u>	70

注1) 表中の環境基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を示す。

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分（6時～22時）である。

注4) 下線部は、環境基準超過を示す。

## イ 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動

工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の評価の結果は、表6.3-4に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-2に示すとおりである。

予測結果は、昼間が地点①で48dB、地点②で42dB、地点③で54dB、夜間が地点①で46dB、地点②で38dB、地点③で52dBであり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（昼間60dB、夜間55dB）を下回る。また、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する振動レベルの増加分は昼間が地点①で1(0.2)dB、地点②で2(2.1)dB、地点③で0(0.1)dB、夜間が地点①で1(0.1)dB、地点②で2(1.4)dB、地点③で0(0.0)dBである。

工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの特約、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の影響は小さいと考える。

表6.3-4 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動の評価結果

予測地点	時間 区分	振動レベル $L_{10}$ (dB)			
		現況調査結果	現況調査結果に対する振動レベルの増加分	予測結果	規制基準
① 上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	昼間	47	1(0.2)	48	60
	夜間	45	1(0.1)	46	55
② 上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	昼間	40	2(2.1)	42	60
	夜間	36	2(1.4)	38	55
③ 大蔵一丁目住宅前	昼間	54	0(0.1)	54	60
	夜間	52	0(0.0)	52	55

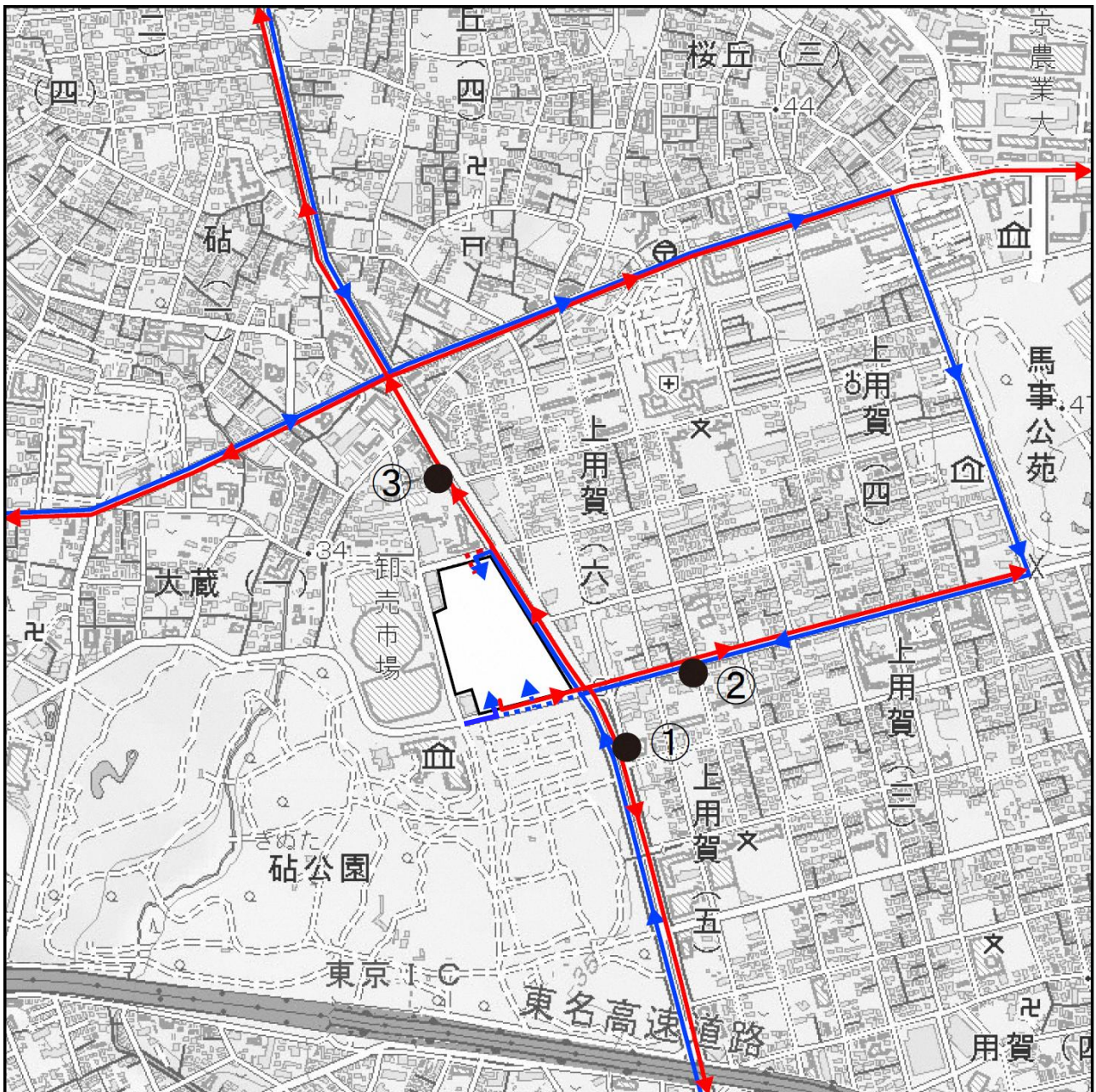
注1) 「東京都環境確保条例」に定める規制基準による時間区分は以下のとおりである。

第一種区域 昼間：8時～19時、夜間：19時～8時

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 昼間の予測結果は、8時～19時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。

注4) 夜間の予測結果は、7時～8時の振動レベルを示す。



凡例

□ : 計画地

● : 道路交通騒音・振動予測地点

① 上用賀五丁目住宅前(環状八号線)

② 上用賀五丁目住宅前(用賀七条通り)

③ 大蔵一丁目住宅前

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等入車方向

→ : 工事用車両入車方向

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等出車方向

→ : 工事用車両出車方向

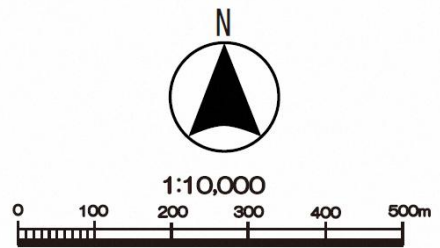


図 6.3-2 工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動予測地点

### 6.3.2.2 工事の完了後

#### (1) 施設の稼働に伴う騒音・振動

##### ア 施設の稼働に伴う騒音

施設の稼働に伴う騒音の評価結果は、表6.3-5に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-1に示すとおりである。

予測結果は、昼間、朝・夕、夜間ともに38～48dBであり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準（両基準とも朝・夕55dB、昼間60dB、夜間50dB）を下回る。

さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表6.3-5 施設の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界）

予測地点		騒音レベル (dB)					
		予測結果			規制基準		
		時間区分	昼間	朝・夕	夜間	昼間	朝・夕
①	敷地境界北側	38	38	38	60	55	50
②	敷地境界東側	46	46	46	60	55	50
③	敷地境界南側	40	40	40	60	55	50
④	敷地境界西側	48	48	48	60	55	50

注1) 表中の規制基準は、「騒音規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を示す。

注2) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 時間区分：朝 6時～8時、昼間 8時～20時、夕 20時～23時、夜間 23時～6時

## イ 施設の稼働に伴う振動

施設の稼働に伴う振動の評価の結果は、表6.3-6に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-1に示すとおりである。

予測結果は、昼間、夜間ともに25dB未満～27dBであり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準（両基準とも昼間65dB、夜間60dB）を下回る。

さらに、振動の発生するおそれのある設備機器については、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表6.3-6 施設の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界）

予測地点		振動レベル（dB）			
		予測結果		規制基準	
		時間区分	昼間	夜間	昼間
①	敷地境界北側	<25	<25	65	60
②	敷地境界東側	26	26	65	60
③	敷地境界南側	<25	<25	65	60
④	敷地境界西側	27	27	65	60

注1）表中の規制基準は、「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準を示す。

注2）予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3）時間区分：昼間8時～20時、夜間20～8時

## (2) ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動

### ア ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音

ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音の評価の結果は、表6.3-7に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-2に示すとおりである。

予測結果は、昼間で地点①が69dB、地点②が64dB、地点③が71dB、夜間が地点①で69dB、地点②が56dB、地点③が71dBであり、地点①の昼間以外において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。ただし、地点①の昼間以外では環境基準を上回るものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0(0.0)dB～2(1.3)dBであり、現況と同程度と予測される。

ごみ収集車両等の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音の影響は小さいと考える。

表6.3-7 ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音の評価結果

予測地点		区分	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)			
			現況調査結果	現況調査結果に対する騒音レベルの増加分	予測結果	環境基準
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	昼間	68	1(0.1)	69	70
		夜間	<u>69</u>	0(0.0)	<u>69</u>	65
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	昼間	<u>62</u>	2(1.3)	<u>64</u>	60
		夜間	<u>56</u>	0(0.1)	<u>56</u>	55
③	大蔵一丁目住宅前	昼間	<u>71</u>	0(0.0)	<u>71</u>	70
		夜間	<u>71</u>	0(0.0)	<u>71</u>	65

注1) 表中の環境基準は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を示す。

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による時間区分（昼間：6時～22時、夜間：22時～6時）である。

注4) 下線部は、環境基準超過を示す。

注5) 「ごみ収集車両等」は、世田谷清掃工場に関連するごみ収集車両等とした。

## イ ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動

ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動の評価の結果は、表6.3-8に示すとおりである。また、予測地点は図6.3-2に示すとおりである。

予測結果は、昼間で地点①が48dB、地点②が43dB、地点③が54dB、夜間が地点①で50dB、地点②が36dB、地点③が55dBであり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（昼間：60dB、夜間55dB）を満足する。また、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する振動レベルの増加分は、昼間が地点①で1(0.1)dB、地点②で4(3.7)dB、地点③で0(0.1)dB、夜間が地点①で0(0.0)dB、地点②で0(0.1)dB、地点③で0(0.0)dBである。

ごみ収集車両等の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動の影響は小さいと考える。

表6.3-8 ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の振動の評価結果

予測地点		時間区分	振動レベル L <sub>10</sub> (dB)			
			現況調査結果	現況調査結果に対する振動レベルの増加分	予測結果	規制基準
①	上用賀五丁目住宅前 (環状八号線)	昼間	47	1(0.1)	48	60
		夜間	50	0(0.0)	50	55
②	上用賀五丁目住宅前 (用賀七条通り)	昼間	39	4(3.7)	43	60
		夜間	36	0(0.1)	36	55
③	大蔵一丁目住宅前	昼間	54	0(0.1)	54	60
		夜間	55	0(0.0)	55	55

注1) 「東京都環境確保条例」に定める規制基準による時間区分は以下のとおりである。

第一種区域 昼間：8時～19時、夜間：19時～8時

注2) 現況調査結果及び予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注3) 昼間の予測結果は、ごみ収集車両等の走行時間（5時～17時）のうち注1の昼間に該当する8時～17時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。

注4) 夜間の予測結果は、ごみ収集車両等の走行時間（5時～17時）のうち注1の夜間に該当する5時～8時の各時間帯の振動レベルの最大値を示す。

注5) 「ごみ収集車両等」は、世田谷清掃工場に関連するごみ収集車両等とした。

## 6.4 土壌汚染

### 6.4.1 環境保全のための措置

#### 6.4.1.1 予測に反映した措置

工事の施行中において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

##### (1) 有害物質の土壌汚染状況調査等

既存施設の除却に先立ち、「土壌汚染対策法」第4条等に基づき有害物質の土壌汚染状況調査等を行う。調査にあたっては「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合、工事の進捗に合わせ当該区画の調査を実施する。

なお、土壌汚染状況調査により汚染土壌処理基準等を超えていると認められる場合、「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき汚染土壌の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置といった関連法令に基づく適切な対策を講じ、事後調査報告書において報告する。

##### (2) 建設発生土を搬出する場合の受入基準の確認

本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は、土壌中の有害物質等が民間受入施設の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。

##### (3) 汚染土壌の適切な処理

汚染土壌の適切な処理は、「工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引き」（令和元年6月、環境省水・大気環境局土壌環境課）を参考とし、以下のとおり適切に対応する。

(1)の調査において確認された汚染土壌を区域外へ搬出する場合は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」に基づき、運搬車両にシート掛け等を行ったうえで適切に運搬する。また、「東京都環境確保条例」及び「土壌汚染対策法」に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出し適切に処理する。

ダイオキシン類における汚染が確認された場合は、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」に基づき、適切に処理する。

#### 6.4.1.2 予測に反映しなかった措置

工事における排水にあたっては、6.4.1.1(1)又は(2)の調査において有害物質等による汚染土壌が確認された場合は、適宜仮設の汚水処理設備等を設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、公共下水道に放流する。

## 6.4.2 評価の結果

### 6.4.2.1 土壌中の有害物質等の濃度

施設稼働中において、計画地内(37地点)の現況調査を行った範囲(図6.4-1参照)では、全調査地点の有害物質溶出量及び含有量は、全調査項目で「東京都環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準を下回った。また、ダイオキシン類についても、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準及び調査指標値を下回った。

また、既設工場棟の解体作業実施前に設備内部付着物の除去を行うことで、ごみや灰等に含まれる汚染物質は事前に除去されるため、工事中の作業により土壌が汚染されるおそれはない。さらに、現況調査を実施できなかった既存施設の存在する範囲を含め、除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じることから、評価の指標を満足すると考える。

なお、関係法令に基づいた土壌汚染状況調査の結果、及び汚染の除去や拡散防止措置等の対策内容については、「東京都環境影響評価条例」の手の続の進捗状況に合わせて事後調査報告書において報告する。

### 6.4.2.2 地下水への溶出の可能性の有無

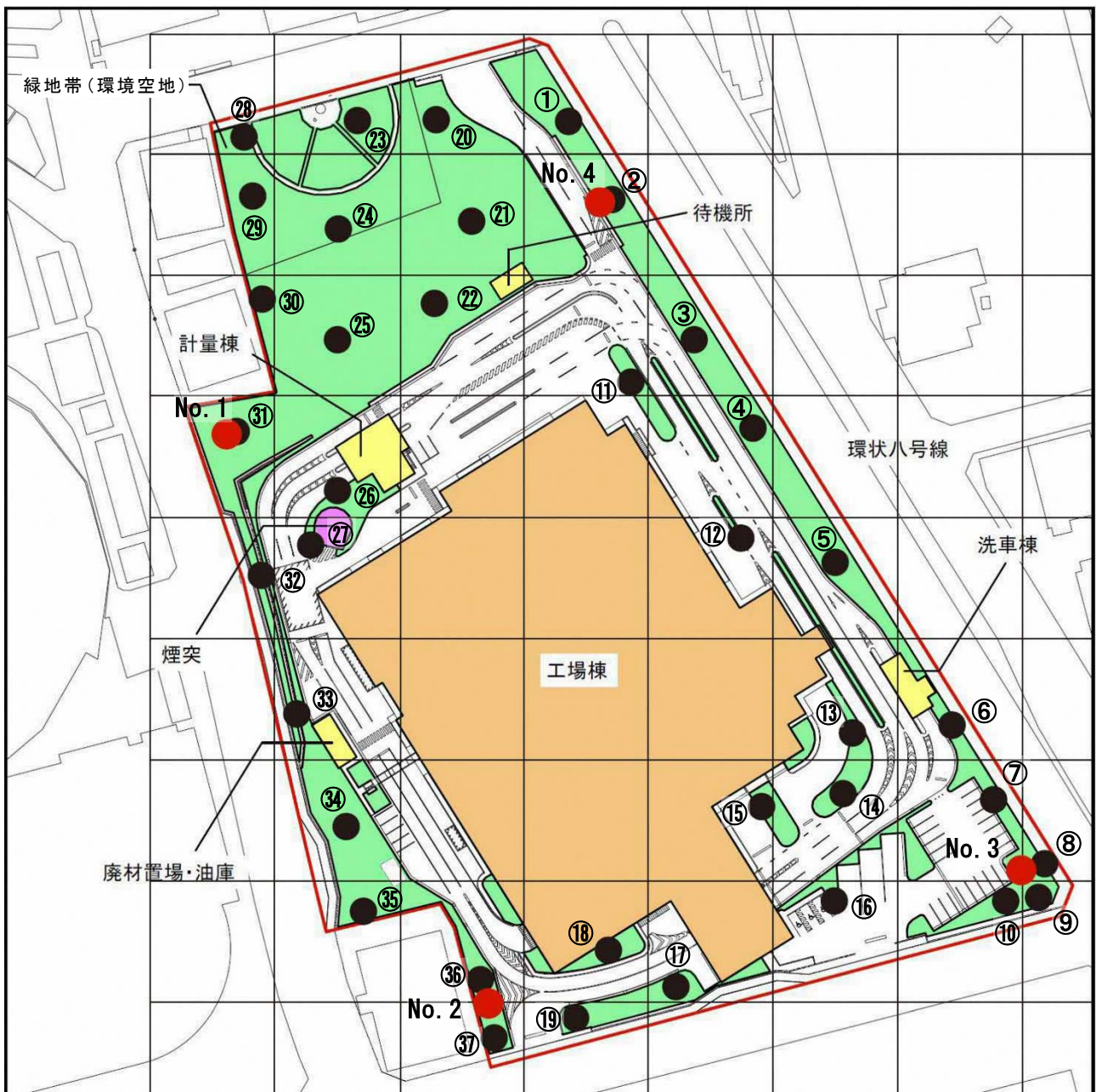
不圧地下水について計画地内の現況調査を行った結果、全調査項目で地下水中の有害物質の濃度は「環境基本法」に基づく環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準を下回った。

したがって、6.4.2.1に示すとおり、新たに土壌が汚染されるおそれがないことから、工事の実施により地下水が汚染されることはないと考ええる。

### 6.4.2.3 新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無

6.4.2.1及び6.4.2.2に示すとおり、現況調査を行った範囲において汚染土壌は生じないと予測する。また、現況調査を実施できなかった範囲においても、今後除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は関係法令に基づき適切に対策を講じる。

したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟・洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地
- : 土壌調査地点
- : 地下水調査地点

注) 計画地内の施設配置は既存施設を表す。

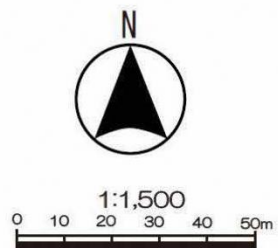


図 6. 4-1 土壌及び地下水質調査地点

## 6.5 地盤

### 6.5.1 環境保全のための措置

#### 6.5.1.1 予測に反映した措置

##### (1) 工事の施行中

- ・工事に際しては、止水性に優れたSMW工法による山留壁を工場GL約-28mまで貫入させ、遮水を行う。
- ・山留壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上決定する。
- ・山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工等を併用することで支持する。
- ・山留壁に切梁支保工を設ける等、山留壁の変位を最小に留め、山留壁周辺への影響を小さくする。

##### (2) 工事の完了後

- ・計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする。

#### 6.5.1.2 予測に反映しなかった措置

##### (1) 工事の施行中

- ・掘削工事に先立ち観測井を設置し、工事の施行中における主要帯水層の地下水位の変動を把握するとともに、掘削工事着手前より定期的に水準測量を行うことで地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。
- ・盤ぶくれ等が生じるおそれがある場合には、事業者が所有する他の清掃工場の建替工事事例も考慮しディープウェル等を行うが、必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する。また、必要に応じて追加調査を実施し、結果に応じて山留壁の根入れを更に深くする等、周辺への影響を最小限に留める対策を講じる。

##### (2) 工事の完了後

- ・計画建築物の地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの一定の期間中、観測井における地下水位の調査を行い、異常があった場合には適切に対処する。
- ・計画建築物の地下く体工事完了後から地盤が安定するまでの期間において水準測量により地盤面の変位の測定を行い、異常があった場合には適切に対処する。

## 6.5.2 評価の結果

### 6.5.2.1 工事の施行中

#### (1) 掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度

工事の施行中における掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留壁（SMW）や地盤アンカー工法及び部分的に鋼製支持工等を採用する。更に、掘削工事の進捗に合わせ、必要に応じ切梁支保工を設ける等、山留壁面への土圧・水圧に対する補強を行うことで、山留壁に著しい変化は生じないとする。

また、掘削工事着手前より定期的に水準測量を行うことで地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する等の対策も講じることから周辺への影響を最小限に留めるよう対策を実施する。

したがって、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないことから、評価の指標を満足すると考える。

#### (2) 掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度

工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の深い区域（GL約-25m）は、遮水性の高い山留壁（SMW）により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-28mまで根入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないとする。

なお、工事着手前から水位安定後より最低1年間の期間で水準測量を実施し、異常があった場合には適切に対処する等の対策を講じる。

また、盤ぶくれ等が生じるおそれがある場合には、既存施設の建替工事事例も考慮し、ディープウェル又は必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する等の対策も講じることから、周辺への影響を最小限に留められると考える。

したがって、掘削工事が計画地周辺の地下水に及ぼす影響は小さく、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいことから、評価の指標を満足すると考える。

## 6.5.2.2 工事の完了後

### (1) 地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度

計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画である。これにより地下く体工事完了後においては、山留壁（SMW）及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものとする。

なお、計画建築物の地下く体工事完了後から地盤が安定するまでの期間で水準測量を実施し、異常があった場合には適切に対処する等の対策を講じる。

したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形の範囲及び程度は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないことから、評価の指標を満足すると考える。

### (2) 地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度

工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の水位及び流況への影響は小さいと考える。

また、計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、観測井における地下水位の調査を行う。

したがって、地下構造物の存在に起因する地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水の変動による地盤沈下の範囲及び程度は小さいことから、評価の指標を満足すると考える。

## 6.6 水循環

### 6.6.1 環境保全のための措置

#### 6.6.1.1 予測に反映した措置

##### (1) 工事の施行中

- ・工事に際しては、止水性に優れたSMW工法による山留壁を工場GL約-28mまで貫入させ、遮水を行う。
- ・山留壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上決定する。
- ・山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工等を併用することで支持する。

##### (2) 工事の完了後

- ・計画地内の緑化は、条例の基準を遵守し、設置基準以上を確保することに努める。
- ・世田谷区と協議の上、「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に定める雨水流出抑制対策として、雨水貯留槽を設ける。

#### 6.6.1.2 予測に反映しなかった措置

##### (1) 工事の施行中

- ・掘削工事に先立ち観測井を設置し、工事の施行中における主要帯水層の地下水位の変動を把握するとともに、掘削工事着手前より定期的に観測井における地下水位の調査を行うことで、異常があった場合には適切に対処する。
- ・盤ぶくれ等が生じるおそれがある場合には、事業者が所有する他の清掃工場の建替工事事例も考慮しディープウェル等を行うが、必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する。
- ・必要に応じて追加調査を実施し、結果に応じて山留壁の根入れを更に深くする等、周辺への影響を最小限に留める対策を講じる。

##### (2) 工事の完了後

- ・計画建築物の地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間で、観測井における地下水位の調査を行う。
- ・雨水流出抑制施設である雨水貯留槽、緑地の適切な管理及び機能維持に努める。

## 6.6.2 評価の結果

### 6.6.2.1 工事の施行中

#### (1) 掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化の程度

本事業では、掘削工事に先立ち山留壁を構築する。掘削深度の深い区域（GL約-25m）は、遮水性の高い山留壁（SMW）により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-28mまで根入れする。山留壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上決定することや、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考える。

また、掘削工事着手前より観測井における地下水位の調査を行うことで地下水位及び流況の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する等の対策も講じることで周辺への影響を最小限に留めるよう努める。

したがって、掘削工事及び山留壁の設置が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、評価の指標を満足すると考える。

#### 6.6.2.2 工事の完了後

##### (1) 地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度

工事の完了後における地下水の水位及び流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。

また、計画建築物の地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間で、観測井における地下水位の調査を行う。

したがって、地下構造物の存在が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、評価の指標を満足すると考える。

##### (2) 地表構造物の存在等に伴う雨水の地表面流出量の変化の程度

本事業では、条例等に基づく必要な緑地面積以上を確保することで、現況からの地表面流出量が $0.00\text{m}^3/\text{s}$ と変化はなかった。なお、雨水流出抑制施設は、「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に定める雨水流出抑制量以上の必要対策量を確保した雨水貯留槽を設置する計画である。

また、施設の運営にあたり、機能維持及び雨水流出抑制施設等の雨水貯留槽や緑地の適切な管理に努める。

したがって、雨水の地表面流出量の変化は小さく、評価の指標を満足すると考える。

## 6.7 日影

### 6.7.1 環境保全のための措置

#### 6.7.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・煙突の外筒は既存施設を再使用することにより、計画地周辺の日影の状況に配慮する。
- ・工場棟をできる限り敷地の南側に配置することで、北側の住宅等への日影の状況に配慮する。

### 6.7.2 評価の結果

#### 6.7.2.1 冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

等時間日影図は図6.7-1に示すとおりである。

計画地に隣接する地域は、「建築基準法」、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影の規制対象区域である。なお、上記の各規制を受ける施設は建築物であり、独立基礎を有する煙突は規制の対象外となる。

計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、計画地東側の規制対象区域において、5 mラインと10mラインの間に2時間発生するが、規制時間内（5時間以内）である。

計画建築物（煙突を含む）による日影時間は、計画地の西側の規制対象区域において、5 mラインと10mラインの間に2.5時間発生し、東側の規制対象区域において、5 mラインと10mラインの間に2時間発生するが、各規制対象区域の規制時間内である。

また、煙突を再使用することから煙突の日影の範囲は現況と変わらない。

したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さく、評価の指標を満足すると考える。

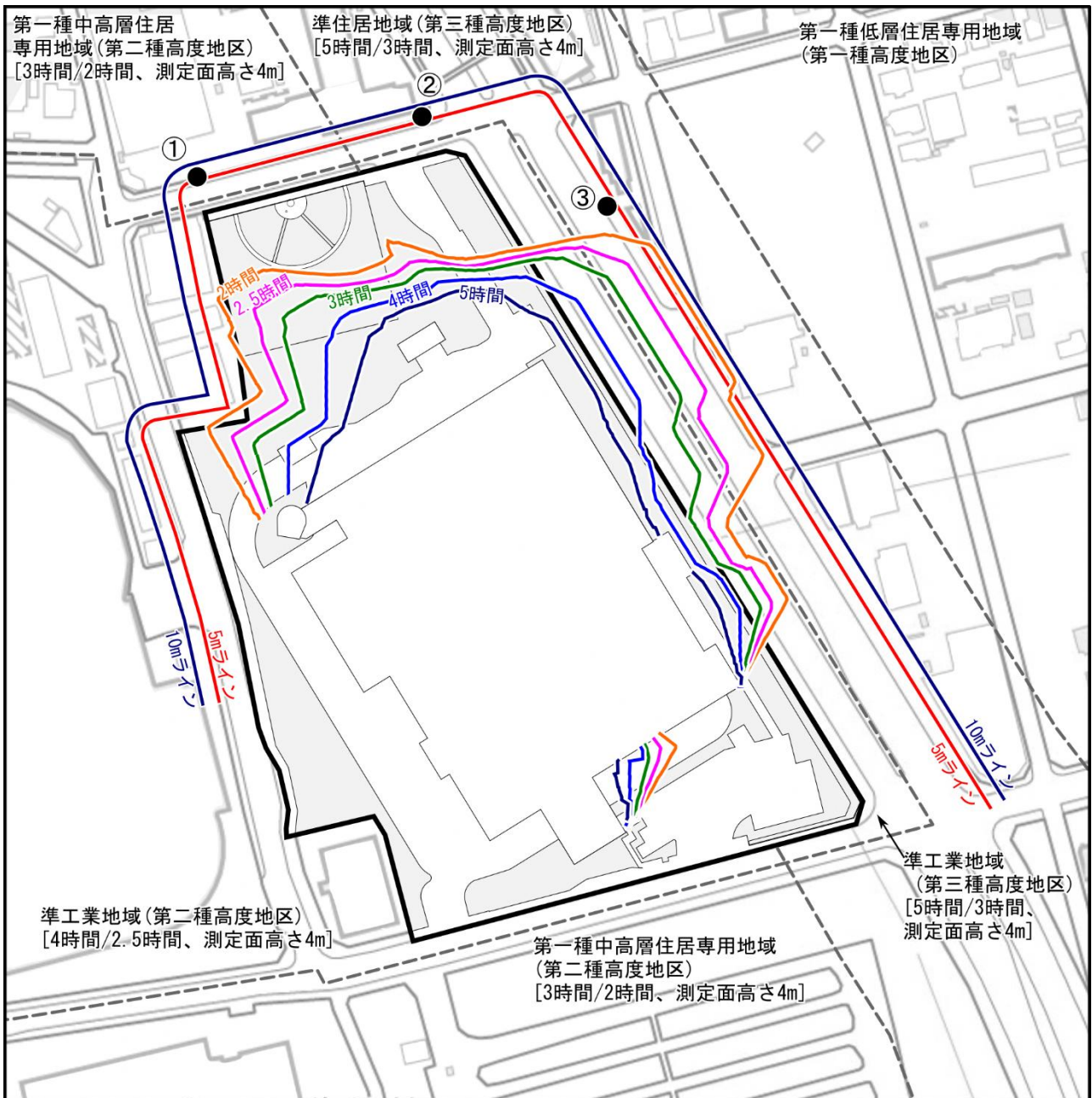
#### 6.7.2.2 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は、計画地の北～東側にかけて中高層の住宅がある。

主要な地点における工事の完了後における日影時間の変化は以下のとおりである。

冬至日の計画建築物による日影時間の現況からの変化量は地点①で約20分の増加、地点②で変化なし、地点③で約20分の増加にとどまる。

したがって、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は実行可能な範囲でできる限り抑えられると考える。



・5mライン、10mライン設定方法：以下のとおり設定した。  
 北側、西側：道路中心から5mを5mライン、道路中心から10mを10mライン  
 北西側：敷地境界から5mを5mライン、敷地境界から10mを10mライン  
 東側：道路の反対側の敷地境界を5mライン、5mラインから5mを10mライン

凡例

- ：計画地
- ：予測地点
- (dark blue)：5時間以上日影範囲
- (blue)：4時間以上日影範囲
- (green)：3時間以上日影範囲
- (magenta)：2.5時間以上日影範囲
- (orange)：2時間以上日影範囲

地域	高度地区	規制される範囲		測定面高さ
		5mライン	10mライン	
第一種中高層住居専用地域	第二種	3時間	2時間	4.0m
準住居地域	第三種	5時間	3時間	
準工業地域	第二種	4時間	2.5時間	
	第三種	5時間	3時間	

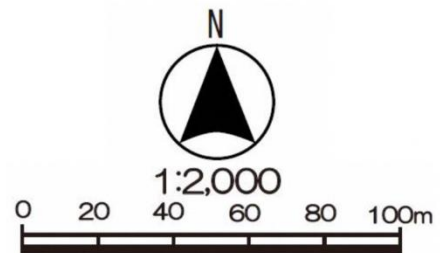


図6.7-1 計画建築物による等時間日影図

### 6.8 電波障害

#### 6.8.1 環境保全のための措置

##### 6.8.1.1 予測に反映しなかった措置

###### (1) 工事の施行中

- ・工事の施行中にテレビ電波障害が生じ、本事業に起因する障害であると明らかになった場合には、地域の状況を考慮して、CATVの活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善等、速やかに適切な措置を講じる。
- ・クレーンについては、未使用時はブームを電波到来方向と平行に向ける等、極力障害が生じないように配慮する。

###### (2) 工事の完了後

- ・予測地域外において、本事業による電波障害が明らかになった場合は、原因調査を行った後、必要に応じて適切な対策を講じる。

#### 6.8.2 評価の結果

工事の完了後において計画建築物等により、地上デジタル波については、東京局（関東広域）は最大で計画地の南西側約65m・幅150mの範囲、東京局（東京MXテレビ）は最大で計画地の南西側約320m・幅約150mの範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。予測範囲内に市場の一部や公園、道路はあるが、影響が生じる住宅等はない。

衛星放送については、BS・CS放送（110° CS）は最大で計画地の東側約30m・幅約135mの範囲、JCSAT-4Bは最大で計画地の東側約15m・幅約135mの範囲、JCSAT-3Aは計画地の東側約10m・幅約80mの範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。予測範囲内に道路はあるが、影響が生じる住宅等はない。

電波障害要確認範囲も含めた範囲の中においても、市場の一部や公園、道路は影響範囲にあるが、影響が生じる住宅等はない。

なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、障害状況に応じた適切な対策を講じることにより電波障害は解消され则认为する。

したがって、本事業に係る電波障害は評価の指標とした「施設の建替えに伴う電波障害を起こさないこと」を満足する则认为する。

## 6.9 景観

### 6.9.1 環境保全のための措置

#### 6.9.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・煙突の外筒は既存施設を再使用する。
- ・計画建築物の色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周辺環境と調和したデザインとする。
- ・計画建築物周辺に植栽する等、緑化を図る。

### 6.9.2 評価の結果

#### 6.9.2.1 計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度

計画地周辺は、全体的に低層及び中層建築物である住宅等が多い地域である。さらに計画地の東側には東京都道311号環状八号線が通過しており、南側には砧公園が存在する。

本事業は、既存建築物等を建て替えるものであり、工事の完了後の計画建築物の最高高さは6m高くなるが、煙突については既存煙突外筒を再使用する計画であり、煙突の高さは約100mである。また、周辺環境に調和した色合いとし、計画建築物等の視認性を和らげ、景観の質を高めることで、みどり豊かな住宅地に溶け込むような「世田谷らしい景観」にふさわしい景観構成要素になると考える。

既存の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、「風景づくり計画」（平成27年4月、世田谷区）において、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物として紹介された。区民のアイデアが地域の新たな風景に活かされることで、区民の風景に対する愛着を高めることにつながると評価されるため、そのデザインを継承し、再塗装する計画である。

したがって、評価の指標を満足すると考える。

### 6.9.2.2 計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

計画地北東角交差点からの景観(地点①の現況及び将来)は図6.9-1(1)～(2)に示すとおりである。

近景域については、計画建物及び煙突が大きく視認されるが、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。

中景域についても、煙突が確認できるものの、既存の煙突については、既存煙突外筒を再使用するため、現況と比較して煙突に関する眺望は変化しない。

なお、既存の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、「風景づくり計画」(平成27年4月、世田谷区)において、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物として紹介された。また、区民のアイデアが地域の新たな風景に活かされることで、区民の風景に対する愛着を高めることにつながると評価されるため、そのデザインを継承し、再塗装する計画である。

以上のことから眺望に大きな変化を及ぼさないものと予測する。

工事の完了後の計画建築物の最高高さは6 m高くなるが、煙突は既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状に当たっては世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。

したがって、評価の指標を満足すると考える。

### 6.9.2.3 計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度

工事の完了後の計画建築物の最高高さは6 m高くなるが、計画地近傍における形態率の変化は約-0.3%から約1.7%の範囲に留まる。

煙突については、既存煙突外筒を再使用するため、現況と比較して煙突に関する圧迫感には変化しない。

また、工場棟の色彩や形状に当たっては、世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とする。さらに、工場棟周囲には高木等を配置することで、評価の指標である「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。



眺望の状況：手前に街路樹があり、その奥に既存施設及び煙突が視認できる。

図 6.9-1(1) 地点① 計画地北東角交差点からの景観(現況)



眺望の状況：手前に街路樹があり、その奥に計画建物及び煙突(既存煙突外筒は再使用)が視認できる。将来は計画建物が大きく視認されるが、6車線道路や広い歩道に面しており、圧迫感是一定にとどまる。くわえて、色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出できると考える。

図6.9-1(2) 地点① 計画地北東角交差点からの景観(将来)

## 6.10 廃棄物

### 6.10.1 環境保全のための措置

#### 6.10.1.1 予測に反映した措置

##### (1) 工事の施行中

工事の施行中における環境保全のための措置は、表6.10-1に示すとおりである。工事の施行中には、できるだけ廃棄物の発生が抑えられるような工事計画とし、分別の徹底と再利用等を行う。発生した建設廃棄物は、再資源化を図るとともに、可能な限り計画地内での利用を進める。

なお、アスベストについては、法令等に基づき適切に処理・処分する。

表 6.10-1 環境保全のための措置（工事の施行中）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"><li>設計から施工までの各段階でプレハブ化、ユニット化を行うことや省梱包化を行い、残材・廃材の発生を抑制する。</li><li>型枠材の徹底した転用を行うこと並びに PCa 版の利用により、建設木くずの発生を抑制する。</li></ul>
廃棄物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"><li>コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。</li><li>その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は再資源化を図る。</li><li>金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。</li><li>廃プラスチック類は、マテリアルリサイクルが困難なものについては発電燃料としてサーマルリサイクルする。</li></ul>
建設発生土の有効利用	<ul style="list-style-type: none"><li>建設発生土については一部を埋戻しに用い、残りは民間受入施設の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。</li></ul>
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"><li>上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。</li><li>解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもアスベストの調査を行い、アスベストの使用の有無を確認する。その上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理・処分する。</li></ul>
特別管理産業廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"><li>特別管理産業廃棄物が確認された場合は、その種類、量、撤去方法及び処理処分方法を明らかにし、事後調査報告書にて報告する。</li></ul>

##### (2) 工事の完了後

施設の稼働時における環境保全のための措置は、表6.10-2に示すとおりである。

表 6.10-2 環境保全のための措置（工事の完了後）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"><li>飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰及び飛灰処理汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰については、徐冷スラグ化及び焼成砂化等による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。</li><li>今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化について推進し、埋立処分量の更なる削減に努めていく。</li><li>主灰及び飛灰処理汚泥について、定期的にダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。</li></ul>

#### 6.10.1.2 予測に反映しなかった措置

再資源化等の再利用のできない廃棄物については、適切に処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

## 6.10.2 評価の結果

### 6.10.2.1 工事の施行中

#### (1) 廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約8.3万tと予測される。あわせて、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。

また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

したがって、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

#### (2) 建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法

計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約2.9万 $m^3$ であるが、埋戻さなかった建設発生土は、民間受入施設の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。

したがって、建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

### 6.10.2.2 工事の完了後

#### (1) 廃棄物の排出量、資源化量及び処理・処分方法

施設の稼働に伴い排出する主灰及び飛灰処理汚泥の量は約2.0万t/年である。

飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰及び飛灰処理汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。埋立処分するに当たっては、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

なお、主灰については、セメント原料化による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。

今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化について推進し、埋立処分量の更なる削減に努める。

したがって、本事業の工事の完了後において、廃棄物の排出量、資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

## 6.11 温室効果ガス

### 6.11.1 環境保全のための措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

#### 6.11.1.1 予測に反映した措置

- ・ごみ焼却により発生する熱を利用して発電を行う。
- ・ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、近隣の公共施設へ熱供給する。
- ・太陽光発電により再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。

#### 6.11.1.2 予測に反映しなかった措置

- ・LED照明導入によりエネルギー使用量を削減するとともに、室内への自然光利用等により再生可能エネルギーを直接活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。
- ・ボイラ等燃焼機器を使用する場合には、省エネルギーと併せて排出ガスの少ないシステムとする。
- ・東京都環境確保条例に定める建築物環境計画書制度に従い、工場及び管理諸室には、断熱性に優れた材料を使用し、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化を図る。
- ・高効率モーターなど省エネルギー機器を積極的に導入する。

### 6.11.2 評価の結果

#### 6.11.2.1 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量及びそれらの削減量の程度

計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約20.3万t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約5.6万t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、約14.6万t-CO<sub>2</sub>/年と予測する。

本事業では、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設への熱供給を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、高効率モーター及びLED照明の導入によりエネルギー使用量を削減する。

したがって、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、評価の指標を満足すると考える。

## 7 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすおそれのある地域は、図7-1に示す範囲とし、大気汚染の評価結果から、環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広がる大気汚染推定範囲（半径1.0km）とした。


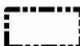


当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び地域の町名は、表7-1に示すとおりである。

表 7-1 当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名

特別区及び市町村の名称	町名
東京都世田谷区	桜丘三丁目の一部、桜丘四丁目の一部、上用賀一丁目の一部、上用賀二丁目の一部、上用賀三丁目の一部、上用賀四丁目、上用賀五丁目の一部、上用賀六丁目、上用賀四丁目の一部、玉川台二丁目の一部、瀬田五丁目の一部、岡本一丁目の一部、岡本三丁目の一部、大蔵一丁目、大蔵二丁目の一部、大蔵四丁目の一部、砧一丁目、砧二丁目の一部、砧三丁目の一部、砧四丁目の一部、砧公園



凡例

-  :計画地
-  :都県界
-  :町丁界
-  :環境に影響を及ぼすと予想される地域 (半径1km)



1:25,000



図 7-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域

## 8 評価書案の修正の経過及びその内容

### 8.1 修正の経過

東京都環境影響評価条例第48条の規定により提出した環境影響評価書案に対する知事の意見は、10章に示すとおりである。また、環境影響評価書案に対する都民及び事業段階関係区長の意見並びにこれらについての事業者の見解は、11章に示すとおりである。都民の意見を聴く会の意見の概要は、12章に示すとおりである。

上記の環境影響評価書案に対する意見、東京都環境影響評価審議会での審議内容及び「事業計画の変更について―世田谷清掃工場建替事業―」（令和7年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）（以下「変更届」という。）を勘案し、評価書案の修正をした箇所は、表8-1(1)～(3)及び表8-2に示すとおりである。

表 8-1(1) 修正した箇所及びその内容（本編）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書ページ
3 対象事業の目的及び内容			
	[評価書案 p. 1]	審議会の意見を踏まえ、処理能力を増やした理由を追記した。また、変更届を踏まえ、工事期間を修正した。	p. 1
4 環境に及ぼす影響の評価の結論			
	[評価書案 p. 2、p. 4、p. 9～p. 11]	審議会及び変更届を踏まえ、大気汚染、騒音・振動、日影、景観、廃棄物の評価の結論を修正した。	p. 2、 p. 4、 p. 9～ p. 11
6 対象事業の目的及び内容			
6.1 事業の目的	[評価書案 p. 15]	審議会の意見を踏まえ、処理能力を増やした理由を追記した。	p. 13
6.2 事業の内容	6.2.2 計画の内容 [評価書案 p. 19]	審議会及び変更届を踏まえ、煙突外筒は再使用する旨を追記した。	p. 17
	6.2.2.1 施設計画 [評価書案 p. 20～p. 28]	審議会及び変更届を踏まえ、煙突外筒は再使用する旨を追記し、図の変更及び煙突の外筒外径を記載した。以降の図について同様のものとする。	p. 18～ p. 26
	6.2.2.2 設備計画 [評価書案 p. 30、p. 33]	変更届を踏まえ、汚泥は焼却処分する旨について追記・修正した。	p. 28、 p. 31
	6.2.2.5 緑化計画 [評価書案 p. 35～p. 36]	審議会及び変更届を踏まえ、工事により除去する樹木は極力保存または移植を検討する旨を追記した。また、図面の除去対象とする樹木を修正した。	p. 33～ p. 34
	[評価書案 p. 37]	審議会を踏まえ既存の植栽平面図を追記した。	p. 35
	6.2.2.6 廃棄物の処理計画 [評価書案 p. 37]	変更届を踏まえ、汚泥は焼却処分する旨について追記・修正した。	p. 35
6.3 施工計画及び供用計画	6.3.1.1 工事工程の概要 [評価書案 p. 38]	変更届を踏まえ、工事期間、作業日及び工事工程（予定）を修正した。	p. 36
	6.3.1.2 工事の概要 [評価書案 p. 39～p. 40]	変更届を踏まえ、煙突外筒は再使用する旨及び工事詳細について追記・修正した。	p. 37～ p. 38
	[評価書案 p. 40]	審査意見書に記載された知事の意見を受け、既存建築物解体時における粉じん飛散防止対策について追記した。	p. 38

表 8-1(2) 修正した箇所及びその内容（本編）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書ページ
6 対象事業の目的及び内容			
6.3 施工計画及び供用計画	6.3.2.1 ゴミ収集車両等計画 [評価書案 p. 44～p. 45]	変更届を踏まえ、運転計画のごみ等の運搬について、脱水汚泥を削除した。また、ゴミ収集車両の走行ルート追加及び図面の修正を行った。	p. 42～ p. 43
	[評価書案 p. 46～p. 49]	変更届を踏まえ、調査地点を1地点追加した。	p. 45～ p. 48
	6.3.2.3 ダイオキシン類対策 [評価書案 p. 50]	変更届を踏まえ、汚泥は焼却処分する旨について追記・修正した。	p. 49
	6.3.2.4 廃棄物の処分 [評価書案 p. 51]	変更届を踏まえ、排出される廃棄物名及び処分方法について追記・修正した。	p. 50
7 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価			
7.1 選定した項目及びその理由	7.1.1 選定した項目	予測する事項について、8章本文の表現方法に統一した。	p. 60
7.2 選定しなかった項目及びその理由	7.2.2.5 史跡・文化財 [評価書案 p. 69]	審議会を踏まえ、選定しない理由に「本事業における掘削範囲は、既存のSMWの施工範囲と同程度である」ことを追記した。	p. 69
8 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価			
8.1 大気汚染	8.1.2.2 予測の対象時点 [評価書案 p. 120]	変更届を踏まえ、工事の施工中（建設機械の稼働・工事用車両の走行）に伴う汚染物質排出量が最大となる期間を修正した。	p. 120
	8.1.2.3 予測地域 [評価書案 p. 121]	変更届を踏まえ、建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大となる期間を修正した。	p. 121
	8.1.2.4 予測方法 [評価書案 p. 128] [評価書案 p. 136] [評価書案 p. 153]	変更届を踏まえ、汚染物質排出量を修正した。	p. 128
		変更届を踏まえ、工事用車両の走行に伴う汚染物質排出量が最大となる期間を修正した。	p. 136
		変更届を踏まえ、ゴミ収集車両等の走行ルート追加に伴う将来交通量に関する追記をした。	p. 153
	[評価書案 p. 145、p. 151、p. 155、p. 158、p. 160、p. 162、p. 164、p. 166、p. 168、p. 170、p. 172、p. 174、p. 175、p. 177]	審議会を踏まえ、バックグラウンド濃度は既存施設の影響を含んでいる旨の記載を追記した。	p. 145、 p. 151、 p. 155、 p. 158、 p. 160、 p. 162、 p. 164、 p. 166、 p. 168、 p. 170、 p. 172、 p. 174、 p. 175、 p. 177
	8.1.2.5 予測結果 [評価書案 p. 155～p. 157]	変更届を踏まえ、予測方法における汚染物質排出量の変更に伴い、予測を修正した。	p. 155～ p. 157
	8.1.4.2 評価の結果 [評価書案 p. 182～p. 183]	変更届を踏まえ、評価を修正した。	p. 182～ p. 183

表 8-1(3) 修正した箇所及びその内容（本編）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書 ページ
8 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価			
8.3 騒音・振動	8.3.2.2 予測の対象時点 [評価書案 p.237～ p.238]	変更届を踏まえ、工事の施工中（建設機械の稼働・工事用車両の走行）に伴う騒音・振動が最大となる期間を修正した。	p.237～ p.238
	8.3.2.4 予測方法 [評価書案 p.243、 p.244、p.246]	変更届を踏まえ、工事の施工中（建設機械の稼働）に伴う騒音・振動が最大となる期間を修正し、建設機械の台数、配置及び騒音レベル及び振動レベルを修正した。	p.243、 p.244、 p.246
	[評価書案 p.263、 p.265]	変更届を踏まえ、ごみ収集車両等の走行ルート追加に伴う将来交通量に関する追記をした。	p.263、 p.265
	8.3.2.5 予測結果 [評価書案 p.266、 p.268]	変更届を踏まえ、予測を修正した。	p.266、 p.268
	8.3.4.2 評価の結果 [評価書案 p.282]	変更届を踏まえ、評価を修正した。	p.282
8.6 水循環	8.6.2.4 予測方法 [評価書案 p.351]	審議회를踏まえ、地表面流出量における予測条件の考え方について追記した。	p.351
8.7 日影	8.7.1.4 調査結果 [評価書案 p.370～ p.371]	審議회를踏まえ、5m、10m ラインの設定方法についての説明を追記した。	p.370～ p.371
	8.7.2.5 予測結果 [評価書案 p.376、 p.380～p.382]	変更届を踏まえ、既存の煙突外筒を再使用した形で、予測を修正した。	p.376、 p.380～ p.382
	8.7.3.1 予測に反映した措置 [評価書案 p.383]	変更届を踏まえ、環境保全のための措置を修正した。	p.383
	8.7.4.2 評価の結果 [評価書案 p.383]	変更届を踏まえ、評価を修正した。	p.383
8.9 景観	8.9.2.5 予測結果 [評価書案 p.407～ p.421]	変更届を踏まえ、煙突外筒再使用のため予測を修正した。	p.407～ p.421
	8.9.3.1 予測に反映した措置 [評価書案 p.422]	変更届を踏まえ、環境保全のための措置を修正した。	p.422
	8.9.4.2 評価の結果 [評価書案 p.422～ p.423]	変更届を踏まえ、評価を修正した。	p.423～ p.424
8.10 廃棄物	8.10.2.4 予測方法 [評価書案 p.440]	審議회를踏まえ、伐採樹木の範囲の記載を削除した。	p.440
	[評価書案 p.444]	変更届を踏まえ、汚泥は焼却処分する旨について追記した。	p.444
	8.10.2.5 予測結果 [評価書案 p.445、 p.448]	変更届を踏まえ、煙突外筒再使用及び汚泥焼却処分のため予測を修正した。	p.445、 p.447
	[評価書案 p.446]	審議회를踏まえ、伐採樹木の範囲の記載を削除した。	p.446
	8.10.4.2 評価の結果 [評価書案 p.450～ p.451]	審議회를踏まえ評価を修正した。	p.449～ p.450

表 8-2 修正した箇所及びその内容（資料編）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書 ページ
6 対象事業の目的及び内容			
6.2 事業の内容	6.2.1.1 設備計画 [資料編（記載なし）]	審議会を踏まえ、既存樹木の伐採面積、 範囲、樹種及び本数を追加した。	p. 4
6.3 施工計画及 び供用計画	6.3.1.1 工事の主な工 種とその概要 [資料編 p. 4]	審査意見書に記載された知事の意見を 受け、既存建築物解体時における粉じん 飛散防止対策について追記した。	p. 5
	6.3.1.2 建設機械及び 工事用車両 [資料編 p. 7]	変更届を踏まえ、工事用車両の月稼働 台数が最大となる工事期間を修正した。	p. 8
	[資料編 p. 8]	変更届を踏まえ、工事期間、工事中の建 設機械稼働台数及び工事用車両台数を修 正した。	p. 9
	6.3.2.1 現況交通量 [資料編 p. 13～p. 14、 p. 16]	変更届を踏まえ、調査地点を 1 地点追 加した。	p. 13～ p. 14、 p. 16
	6.3.2.2 将来交通量の 推計 [資料編（記載なし）]	変更届を踏まえ、調査地点を 1 地点追 加した。	p. 22
8 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価			
8.1 大気汚染	8.1.2.1 予測方法 [資料編 p. 76～p. 77]	変更届を踏まえ、建設機械の稼働に伴 う汚染物質排出量が最大となる期間を修 正し、建設機械の稼働台数を修正した。	p. 76～ p. 77
8.3 騒音・振動	8.3.2.1 予測の対象時 点 [資料編 p. 154、p. 156] [資料編 p. 155]	変更届を踏まえ、工事の施工中（建設機 械の稼働・工事用車両の走行）に伴う騒 音・振動が最大となる期間を修正し、騒 音・振動レベルの合成値を修正した。	p. 154、 p. 156
		変更届を踏まえ、工事開始からの月数 を修正し、騒音レベルを修正した。	p. 155
8.11 温室効果 ガス	8.11.4 計画施設と既存 施設との温室効果ガス 総排出量の比較（参考） [資料編（記載なし）]	審議会を踏まえ、参考として計画のご み焼却量における温室効果ガス排出量を 追加した。	p. 220
9 その他 [資料編（記載なし）]			
9.1 計画変更の 経緯	[資料編（記載なし）]	変更届を踏まえ、計画変更前後のごみ 収集車両等の走行台数を比較するため、 変更届を抜粋し追加した。	p. 221～ p. 225

## 9 事業段階関係地域

東京都環境影響評価条例第49条第1項の規定により知事が定めた事業段階関係地域は、表9-1に示すとおりである。

また、その範囲は図9-1に示すとおりである。

表 9-1 事業段階関係地域

区市町村名	町名
世田谷区	桜丘三丁目、桜丘四丁目、上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目、上用賀四丁目、上用賀五丁目、上用賀六丁目、用賀四丁目、玉川台二丁目、瀬田五丁目、岡本一丁目、岡本三丁目、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵四丁目、砧一丁目、砧二丁目、砧三丁目、砧四丁目及び砧公園の区域



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 町丁界
- : 環境に影響を及ぼすと予想される地域 (半径1km)



1:25,000



図 9-1 事業段階関係地域

## 10 評価書案審査意見書に記載された知事の意見

評価書案審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

大気汚染
世田谷清掃工場では、排ガス漏洩による建物内のダイオキシン類汚染が懸念されていることから、ダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への周知・説明を十分に行うとともに、既存建築物解体時における粉じん飛散防止対策について徹底を図ること。

## 11 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表 11-1 に示すとおりである。

表 11-1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	2
事業段階関係区長の意見	1
合計	3

### 11.1 都民の意見書と事業者の見解

都民の意見書の内容及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

#### 11.1.1 水質汚濁

都民の意見	事業者の見解
<p>・地下水は近年 PFAS、PFOS による地下水汚染が注目され、都内でも井戸水が汚染されていたことが調査でわかっていたりしています。プラスチックの製造に PFAS 類が原材料の一つとして添加剤として使われているということも明らかになってきました。世田谷清掃工場では、2008 年からはずっとプラスチックを混焼していることから、使っている水に PFAS 汚染がないだろうか心配です。敷地内の井戸水なども PFAS 汚染の有無について調べるよう求めます。</p>	<p>PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）に関しては、現在、地下水の水質汚濁に係る環境基準や排出基準はないため、本事業については調査の対象としていません。また、環境影響評価は環境影響評価条例に基づき実施しており、PFAS は評価対象になっていませんので、調査の対象としていません。</p> <p>今後、地下水の水質汚濁に係る環境基準や土壌汚染対策法の特定期有害物質に指定され、環境影響評価における評価対象に定められた際には適切に対応していきます。</p>

#### 11.1.2 土壌汚染

都民の意見	事業者の見解
<p>・土壌汚染は、前回の建替では鉛が検出され土壌が入れ替えられた箇所があった。今回は東京都の環境確保条例の基準をクリアしたということだが、全国では水銀やカドミウム汚染など重金属類汚染が、現在も分析調査で確認されている地域もあり、EU で焼却炉の排ガス中の規制値がある 12 種類の重金属類は、きちんと調査することを求める。アンチモン、ヒ素、カドミウム、クロム、コバルト、銅、鉛、マンガン、ニッケル、タリウム、ヴァナジウム、水銀の 12 種類。</p>	<p>土壌汚染に関しては、表層土で、カドミウムや水銀等 10 種類の有害物質について調査を行い、地下水についても、カドミウム及びその化合物やダイオキシン類等 12 種類の有害物質について、国が定めた測定方法や基準に従って、土壌汚染調査を実施しています。</p>

### 11.1.3 景観

都民の意見	事業者の見解
<p>・現状より工事棟の高さは6メートル、バンカーの深さも6メートル近く深くなっている。工事棟の面積も現状よりさらに広がっている。建て替えるたびに巨大化することは、周辺に与える圧迫感や不安感を恒常的に感じさせる影響があり、周辺緑も樹木による緑が少なくなる恐れが十分にあり、環境が悪くなる懸念がある。できる限りコンパクトにすることが必要であり、そのためにも、CO<sub>2</sub>削減への取組も考え合わせると、今後可燃ごみが増えることは考えられないため、計画の焼却能力は見直し、縮小することが最良ではないか、見直しを求める。</p>	<p>工場棟の色彩や形状に当たっては、世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで周辺に与える圧迫感の低減を図ります。</p> <p>緑化面積については、地上部で約10,393m<sup>2</sup>を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保する計画です。</p> <p>焼却能力について、1人当たりのごみの排出量は減少の傾向にあります。しかしながら、東京都の人口予測では、令和17年度まで人口は増えていく見込みとなっているため、ごみの排出量としてはほぼ横ばいで推移すると考えています。</p> <p>このような状況の中で、平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600t/日の処理能力が必要となります。</p>

### 11.1.4 温室効果ガス

都民の意見	事業者の見解
<p>・処理能力600トンが現状の300トンの2倍であり、稼働時のCO<sub>2</sub>排出量も2倍となる。完成予定はR14年度で2030年以降となり、CO<sub>2</sub>削減に日本を含めた世界各国が取り組む中、CO<sub>2</sub>を現状の2倍にするような規模は環境影響を考えた場合、許されず見直すべきと考える。</p>	<p>平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600t/日の処理能力が必要となります。</p> <p>一方で、温室効果ガスの削減は喫緊の課題となります。本事業においても、高効率発電設備の導入や熱エネルギーの回収設備の導入や太陽光発電設備の設置を通じCO<sub>2</sub>排出削減に取り組んでいきます。</p>

## 11.1.5 その他

## 11.1.5.1 事業計画

都民の意見	事業者の見解
<p>・建築面積が、約1割増加している。建屋はできるだけコンパクトにし、緑地を増やすべきだと考える。災害時の避難場所、あるいは災害廃棄物の一時置き場として活用できるようにすべき。</p>	<p>緑化面積については、地上部で約10,393m<sup>2</sup>を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保する計画です。</p> <p>東京都と締結した「災害時における施設使用等に関する協定」により、大規模災害発生時に清掃工場は警察・消防・自衛隊等の救出救助機関や電気・ガス等のライフライン復旧の活動拠点となりますので、避難所の開設や災害廃棄物の一次仮置場としての活用は想定していません。</p>
<p>・図面から推察すると、清掃車の走路が建屋の中に入っているように見えるが、清掃車走路は敷地外からも見えるようにしてほしい。清掃車は、清掃事業の象徴であり、清掃車が動き回っている様子が見えることは、子供たちも喜ぶし、教育上も望ましいと考える。</p>	<p>清掃車の走路については、敷地の有効活用のため、建物の下を通過する造りを計画しております。</p> <p>なお、計画施設は既存施設と同様に環境学習の場となる見学設備を持つ施設とし、清掃事業の啓発活動を行っていきます。</p>
<p>・「一般廃棄物処理基本計画(令和3年2月改定)」(以下「一廃計画」)以前、H22年度H27年度の「一廃計画」では、世田谷清掃工場の建替は、竣工から30年以上は使い続けるように示されている。なぜ、突然建替計画が前倒しになったのか、明確な理由が示されていない。建替を前倒しした根本的な理由を追加すべき。きちんと理由を明らかにしないことは不誠実であり信頼できない最大の原因である。</p>	<p>一廃計画(令和3年2月改定)において、世田谷清掃工場については、焼却炉室内の作業環境悪化に伴い、ガス化熔融炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20年程度稼働し、その後建替えを行う整備手法が優位となったため、令和8年度から建て替えることとしました。</p> <p>本計画の改定に際しては、素案の公表及びパブリックコメントを実施することで、皆様のご意見の募集に努めています。</p>
<p>・事業計画は、竣工以降策定されてきたH22年度H27年度の「一廃計画」では、世田谷清掃工場の建替は、竣工から25～30年以上は使い続けるように示されてきた。R3度の改定で、突然、しゅん工から当初計画の約半分の期間しか経っていない16年経過した時点での建替計画となった。前倒しになった本質的な理由が示されていないことは、区民に対して不誠実であり今後も信用できない大きな要因となる。</p>	
<p>・ごみ焼却による発電とあるが、発電効率を明記するよう求める。また余熱は近隣の余熱利用施設に供給するとあるが、東京エコサービスへの売電との関係はどのようになっているのか明記せよ。また、売電するのであれば、世田谷清掃工場の売電収入は、世田谷区に還元されるのか？どのような仕組みになっているのか区民にわかるように明記せよ。</p>	<p>計画施設の発電効率に関しては、環境省が実施する循環型社会形成推進交付金の交付要件である23%以上を計画しております。この発電効率については、環境影響評価書の中で明記します。</p> <p>余熱に関しては、清掃一組と世田谷区の協定に基づき、世田谷美術館に無償で直接供給しておりますが、建替後は改めて区との協議になります。</p> <p>余剰電力に関しては、清掃一組所有の他の清掃工場へ送電する自己託送に活用するとともに、残りを電気事業者へ売却しています。</p> <p>売電収入は清掃一組の収入になりますが、区に対しては分担金の削減として還元されます。</p>

### 11.1.5.2 解体工事

都民の意見	事業者の見解
<p>・当該工場は、ガス化熔融炉の接続部パッキング等様々な部位から、ダイオキシンが炉室内にまで漏れ出し、長期にわたり停止した経過がある（東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書 平成28年7月）対策は講じたものの、完全に漏出を防止することができず、炉室内へのダイオキシンの漏れ出しを防止するために炉本体をアクリル板で囲い込んで密閉して運転している。</p> <p>炉室内の、壁面や、設備、配管の表面、アクリル板もダイオキシンで汚染されていると思われる。</p> <p>煙突についてのダイオキシン対策は評価書に記載されているが、建屋そのものについての対策が記載されていない。通常の焼却炉で、炉室内がダイオキシン汚染されることは、ありえないことであり、この世田谷工場については、異常事態を勘案した慎重な解体作業が必要とされる。詳細な記述を求めたい。</p>	<p>ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したのとなっており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいりました。</p> <p>解体工事に際しては、関係法令のほか「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」、「廃棄物処理施設解体時の石綿飛散防止対策マニュアル」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」等に基づき、解体前にアスベストの含有について事前調査を行いその結果を東京都に報告するなど、適切に対応を行います。</p>
<p>・解体工事は、安全を確保するために、工場棟の建屋すべてを外側並びに天井付きの養生で覆い、汚染粉塵等が、敷地外にいったい漏れないようにすることを解体工事の条件に明記すること。また内部で解体工事中に発生する空気の汚染除去処理に関しても、最良の方法で行い、作業員および周辺住民への健康被害がないように配慮することを明記せよ。</p>	
<p>・現工場棟は、炉室内でたびたび高濃度のダイオキシン漏れを指摘されてきたため、23区の他の清掃工場より、解体工事の際は、ダイオキシン類等の汚染が漏れないよう行うこと。ダイオキシン漏れがあっても拡散しないよう炉室内の限られたスペースを強化アクリルガラスで覆い現在も稼働を続けているため、特に、この強化アクリルガラスの解体時の扱いとその覆われた内部の汚染には注意し、くれぐれも汚染が拡散しないよう万全の注意を持って解体工事を行うことを明記すべき。さらに、災害廃棄物を受け入れ処理した際にアスベストも排ガスから検出されたことが過去にあり、どこに危険な汚染物質が付着しているかわからないため十分な安全確保を怠らないよう求める。</p>	

## 11.1.5.3 緑化

都民の意見	事業者の見解
<p>・緑化は、現状以上に樹木を植えるスペースが増えるように建物規模を見直し、コンパクトにすることを求める。</p>	<p>緑化面積については、地上部で約 10,393m<sup>2</sup>を計画しており、区が定める緑化基準以上を確保します。また、計画地の緑化に当たっては、計画地に存在する緑地帯は建替え工事による改変を行わずに保全するとともに、その他の緑地も工事施行上必要最低限の改変とする計画です。建替え後も既存の緑地帯等により、清掃工場の圧迫感を軽減させるように配慮します。</p>

## 11.1.5.4 その他

都民の意見	事業者の見解
<p>・実際には、H20年のしゅん工当初から故障続きだった川崎重工のガス化溶融炉は、炉室内にある炉から高濃度のダイオキシン漏れを外部の調査で指摘され、H21～22年レベル2、H23年にはレベル3、そして再びH25年レベル2、H26年レベル3となり、この時には炉室1階及び地下1階まですべてがレベル3という高濃度ダイオキシン漏れだった。その時の清掃一組の説明では「炉室内にある炉に針でさしたような穴が空き、そこからダイオキシン類が炉室に漏れていた。穴を見つけ塞いだ。また別の場所に穴が空き塞ぎ、さらに別の場所に穴が空き塞いだ。穴が空く原因がわからないため、炉に穴が空いてもダイオキシン類が拡散しないように穴が空きそうな部分を全て強化アクリルガラスで覆い、万一漏れてもガラスで覆った内部で吸引焼却炉に誘導し無害にして煙突から排出するようにした」というものだった。その後、清掃一組では「世田谷清掃工場対策検討委員会」をH27年9月に立上げH28年7月報告書を公表。以来、強化アクリルガラスで炉室内の炉やダクトは覆われ、稼働している。そしてなお現在も故障や不具合による休炉は世田谷清掃工場では頻繁に続いている。</p> <p>このような稼働に不安定でダイオキシン漏れの原因も定かではない焼却炉を今後、数十年にわたって稼働させ続けることは危険と隣り合わせであり、建替を大幅に前倒しにする必要があったと推測できる。決して耐用年数だけの問題ではなく一般廃棄物処理にガス化溶融炉の導入は失敗だった。</p>	<p>ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したものとなっており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいりました。</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>・炉室内からの高濃度ダイオキシン漏れがあったこと、対応策として強化アクリルガラスで覆っていることなど、R3年の説明会から環境影響評価書案の説明まで、清掃一組が正直に誠実に説明したことは一度もありません。当時を知っている私が説明会で意見をした時に、高濃度ダイオキシン漏れがあったことや強化アクリルガラスで覆っている話をしたことがありますが、清掃一組のHPに後日公開された説明会でのQ&amp;Aの記事には、私の話したことの内容、はいっさい書かれていませんでした。このような、これまでの不誠実な清掃一組の対応は、今後、改めてもらえなければ、区民の意見など無視して自分たちの都合だけで進められそうで怖く不安が募ります。清掃一組の基本コンセプトは言葉だけで実質がともなっていないと感じる。</p> <p>・世田谷清掃工場建替協議会のメンバーに現在、地域町内会自治会、PTAの方々のみが入っているが、世田谷清掃工場建替に関心がある区民団体も協議会メンバーとして参加できるように求める。23区の他の区にある清掃工場の建替協議会では、実際にいくつもの市民団体のメンバーが協議会に参加し、協定書等にも名前を連ねていることを確認している。世田谷区民も同じように参加する権利があることは明白である。</p>	<p>ご指摘のダイオキシン類の漏れ出しについては、機器の囲い込み及び吸引ダクトの新設等の対策を行い、炉室へのダイオキシン類の漏れ出しを防ぎ、炉室内の作業環境が改善したことで本対策は完了しています。また、対策の内容は対策検討委員会を立ち上げ検討したものとなっており、東京二十三区清掃一部事務組合世田谷清掃工場対策検討委員会報告書として取りまとめています。報告書の内容に関しては、周辺住民を対象とした対策状況説明会を開催し、丁寧な説明に努めてまいりました。</p> <p>世田谷清掃工場建替協議会については、公害の防止と周辺環境の調和を図ることを基本に、世田谷清掃工場建替事業の円滑な推進を図ることを目的に、清掃一組、関係区及び特に影響があると考えられる地域の住民代表の三者により構成しており、建替工事の状況を説明し、ご意見、ご質問等を伺う場としています。</p>
<p>・現在のガス化溶融炉導入のアセスメントでは、何人もの区民がガス化溶融炉の実績がないことに不安を抱き、安定稼働が確認されているストーカー炉の導入を求め続けましたが、当初機種選定の検討委員会は、東京都清掃局時代で東京都で行われ、ガス化溶融炉となりましたが、その後、23区に清掃事業が移管され、23区によって清掃一組が設立され、世田谷区議会にも当時の東京都の専門家を招き話を聞き、多くの区民がストーカー炉への変更を求める中、区は専門家の意見を聞き、ガス化溶融炉を導入した結果、区民が危惧した通りの状況となっている。</p> <p>今回も、世田谷区は清掃一組の提案を鵜呑みにするだけで600トンという焼却処理能力2倍を容認していますが、区民は600トンという2倍の規模は必要ないと現状維持を求めている。地球沸騰化が年々顕著になってくる時代にCO<sub>2</sub>を現状より2倍も多く排出する焼却炉は必要ありません。必要なのはごみを出さない工夫であり、サーキュラーエコノミーに対応する処理。23区民は、清掃工場を減らすことを願っている。</p>	<p>焼却能力について、1人当たりのごみの排出量は減少の傾向になっています。しかしながら、東京都の人口予測では、令和17年度まで人口は増えていく見込みとなっているため、ごみの排出量としてはほぼ横ばいで推移すると考えています。</p> <p>このような状況の中で、平成初頭に集中して建設された多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替えなどの施設整備が続きます。世田谷清掃工場については、23区共同処理の中で将来の安定的な全量焼却体制を確保するため、600t/日の処理能力が必要となります。</p>

## 11.2 事業段階関係区長の意見の概要及び事業者の見解

事業段階関係区長である世田谷区長の意見の概要及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

## 11.2.1 世田谷区長の意見と事業者の見解

世田谷区長の意見	事業者の見解
<p>1 大気汚染</p> <p>(1) 事業実施にあたっては、建設機械・工事車両等による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示された環境保全の措置を確実に実施すること。</p> <p>(2) アスベストについては、関係法令等に基づき事前調査を実施すること。また、解体工事中に新たなアスベストが確認された際には、速やかに区へ情報提供し、関連法令に基づき適正に除去及び処分を実施すること。</p> <p>(3) 解体工事中におけるダイオキシン類については、関係法令等に基づき必要な措置を講じ、飛散防止対策を徹底すること。また、敷地境界において、ダイオキシン類の測定を行うとしているが、加えて測定結果を区民が分かるよう速やかに公表すること。</p>	<p>環境影響評価書案で示した大気汚染の環境保全のための措置については、排出ガス対策型建設機械を使用するなど、必要な措置を確実に実施します。</p> <p>アスベストについては、関係法令のほか「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」等に基づき、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ配慮し適切に行います。</p> <p>また、新たなアスベストが確認された際には、速やかに世田谷区へ情報提供し、関係法令に基づき適正に除去及び処分を実施します。</p> <p>焼却炉設備等の解体工事に当たっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行います。</p> <p>また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施します。測定結果については速やかに公表します。</p>
<p>2 騒音・振動</p> <p>(1) 工事施工中において、建設機械の稼働による騒音及び振動については、評価結果において基準値は下回るとしているが、南側は都立砧公園が位置し、北側には住宅が多く存在していることから、低騒音型・低振動型の建設機械や工法を確実に採用し、一層の騒音・振動の低減を図ること。</p>	<p>工事施工中の建設機械の稼働による騒音及び振動については、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用するほか、既存建築物及び煙突外筒の解体に当たっては、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用して低減を図ります。</p> <p>また、工事は、周辺に騒音・振動の著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を慎重に計画し、早朝、夜間及び土曜、日曜、祝日の作業は原則として行いません。さらに、建設機械類の配置については、1か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討します。</p>

世田谷区長の意見	事業者の見解
<p>(2) 工事施工中の工事車両及び施設稼働後のごみ収集車両等の走行の影響による騒音については、現状で環境基準を超えている地点があることに鑑み、建替に伴う影響を最小限とするよう一層の騒音の低減を図ること。</p>	<p>工事用車両の出入りについては、車両の走行ルートの変更、安全走行等により、騒音・振動の低減に努めます。また、特殊な車両となる場合以外、早朝、夜間及び土曜、日曜、祝日の出入りは原則として行いません。さらに、工事用車両の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底します。</p> <p>ごみ収集車両等の運行についても、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底し、周辺環境に配慮するよう、速度厳守などの注意喚起に努めます。</p>
<p>3 土壌汚染</p> <p>土壌汚染については、現況調査を実施できなかった既存施設が存在する範囲及び、除却や土地の改変が伴う場合において、関係法令に従い土壌汚染調査を確実に実施すること。また、汚染が判明した場合は、速やかに区へ報告を行うとともに、関係法令等に則り適切に処理すること。</p>	<p>土壌汚染については、「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、現況調査を実施できなかった範囲においても、除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施します。</p> <p>土壌の汚染が判明した場合は、速やかに世田谷区へ報告するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じます。</p>
<p>4 その他</p> <p>環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、関係する情報を適時・適切に地域住民へ情報提供するとともに、丁寧な説明に努め、十分な理解が得られるように努めること。</p>	<p>評価書や事後調査報告書などにより、関係する情報を適時・適切に公表します。また、公表に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を掲載するなど、丁寧かつ分かりやすい表現に努めます。</p>

## 12 都民の意見を聴く会の概要

都民の意見を聴く会の内容は表 12-1 に、意見の概要は表 12-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 12-1 都民の意見を聴く会の内容

開催日	令和 7 年 11 月 5 日（水）
場 所	上用賀アートホール （世田谷区上用賀五丁目 14 番 1 号 102）
公述人	3 名

表 12-2(1) 意見の概要

1 水質汚濁
(1) 排水計画について、プラント排水は凝集沈殿ろ過方式で重金属類やダイオキシン類を処理しているが、PFAS への対応が不十分。PFAS 除去で有効とされている活性炭カートリッジの利用が増え、今後可燃ごみとして廃棄量が増えた場合にろ過方式では処理が十分でない可能性があり、検討願いたい。また、汚水対策でも同様に重金属類・粒子状物質除去について引き続き対策を求める。
2 土壌汚染
(1) 新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無では、現状調査を行った範囲において土壌汚染は生じないと予測するとあるが、おそらく、ゴミの焼却のところでいじるので、汚染土壌が生じるのではないかと思われる。この評価について疑問を感じる。
3 廃棄物
(1) 建設発生土の排出量、再利用、処理・処分方法について、受け入れ基準を満たさない場合は関係法令に従って適切に処分することとしているが、その際は区民への迅速な通知と、事前に処分案を公表することを求める。どのように処分をするのかということも事前に案を出し、それに則って適切に処分していただきたい。

表 12-2(2) 意見の概要

4 その他（施工計画）

- (1) 世田谷清掃工場では、過去にダイオキシン類を含む排ガスの漏れを繰り返しており、建屋や炉周囲が汚染されている。通常の解体手順による解体では、ダイオキシン類が周辺に飛散する恐れがあり、建屋全体の汚染を前提に解体計画を見直すべき。通常の手順に加え詳細な汚染調査を行い、解体計画を作成する必要がある。
- (2) 何度もダイオキシン類漏れがあり、災害廃棄物受け入れ時、排ガス中にアスベストも検出されるなど、高濃度の汚染物質がどこに付着しているかわからない。解体工事は、工場棟全体を仮設の天井付きの養生で覆い、粉じん等の漏出防止が必要。
- (3) 再使用する外筒は、塗装下地のアスベスト含有を確認したうえで適切に養生し、塗装を除去後に再塗装するとしているが、100m もの外筒でアスベストが外部へ漏れないよう養生・除去する方法について、安全性が分かるよう丁寧な説明を求める。
- (4) 解体工事中の周辺環境の監視は東京都の要綱による総粉じん量の測定だけではなく、ダイオキシン類そのものの濃度も測定し、結果について速やかに区及び住民に知らせることを求める。解体工事中の測定に、アスベストの測定も含むことを求める。

5 その他（事業計画）

- (1) 計画変更により既存の煙突外筒が再使用されるため、建設年数の公表と、災害への耐久性・安全性について具体的な根拠の提示が必要。当初の計画通り外筒も解体し、アスベストのない安全な素材で建替える方が安心できる。
- (2) 見解書では、安定的な全量焼却体制確保のため 600t の焼却能力が必要としているが、焼却量が 2 倍になれば CO<sub>2</sub> 排出量も 2 倍となり、有害物質の排出量も増え、環境保全の見地から認められない。全量焼却体制の継続は温室効果ガス抑制の取組みと整合せず、焼却処理を必要最小限とし、CO<sub>2</sub> 削減に寄与する取組みに転換すべき。
- (3) 解体工事や建設工事期間だけではなく、稼働後も、常に区、区民、都民が清掃工場の状況をいつでも確認できるよう情報公開を求める。
- (4) 「廃棄物の処分」では、汚泥をゴミとともに焼却処分することや、重金属溶出試験やダイオキシン類などの定期的な測定を行い、埋め立て基準に適合するか確認する旨が記載されているが、焼却処理による安全性について疑問があり、測定値が基準を超えた場合の対応について、最新技術による事前対策を検討してほしい。

6 その他（緑化計画）

- (1) 緑化については、世田谷区緑の基本条例などの制度に基づいて可能な限り推進すべき。緑化の目的として景観への配慮が重要視されているが、樹木による空気の浄化効果も考慮して、新たな植樹や植え戻しなど、大気汚染の緩和につながる取り組みを検討していただきたい。

## 13 調査計画書の修正の経過及びその内容

### 13.1 修正の経過及びその内容

東京都環境影響評価条例第46条第1項の定めによる調査計画書に対する調査計画書審査意見書に記載された知事の意見並びに条例第45条において準用する条例第18条第1項の都民の意見書及び条例第45条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された周知地域区長（世田谷区長）の意見を勘案し、また、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表13-1(1)～表13-1(3)に示すとおりである。

表 13-1(1) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査計画書	評価書案
1 [1]事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		代表者名を変更した。	p. 1	p. 1
3 [3]対象事業の内容の概要		工場棟の高さを約 31mから約 37mに変更した（以降の同様の記載の箇所は併せて変更）。	p. 1	p. 1
4 [6]対象事業の目的及び内容				
4.1[6.1]事業の目的		一般廃棄物処理基本計画についての説明を追記した。	p. 2	p. 15
4.2.2[6.2.2]計画の内容	(1)[6.2.2.1]施設計画	周辺環境との調和を図るための計画を追記した。	p. 6	p. 20
		工場棟のごみバンカ深さを追記した。		
		工事完了後の面積を修正し、建蔽率及び容積率を追記した。	p. 7	p. 21
	(2)[6.2.2.2]設備計画	施設計画図を更新した（以降の同様の記載の箇所は併せて変更）。	p. 8～ p. 13	p. 22～ p. 27
		洗煙設備が不要となったことから、全体処理フロー図から洗煙設備を削除した（以降の同様の記載の箇所は併せて変更）。	p. 15～ p. 16	p. 30～ p. 31
		焼却炉設備の燃焼ガス温度についての説明を追記した。	p. 17	p. 32～ p. 33
		ろ過式集じん器の除去物質に水銀を追加した（以降の同様の記載の箇所は併せて変更）。		
(3)[6.2.2.3]エネルギー計画	電力使用量、発電量等のエネルギー計画を追記した。	p. 19	p. 34	
(4)[6.2.2.4]給排水計画	給水計画における遵守する指導要綱を明記し、雨水の貯留及び放流について追記した。	p. 19	p. 34	
(5)[6.2.2.5]緑化計画	遵守する条例等を明記し、計画緑地面積、伐採樹木位置、既存及び工事完了後の緑地比較図等を追記した。	p. 20	p. 35～ p. 37	
4.3.1[6.3.1]施工計画	(1)[6.3.1.1]工事工程の概要	工事期間を修正した。	p. 20	p. 38
	(2)[6.3.1.2]工事の概要	焼却炉設備等解体の際の粉じんの飛散及び騒音・振動の影響の低減について追記した。煙突解体概念図を追記した。	p. 21	p. 39～ 40
		土工事の際の遮水について追記した。山留め工事の工事概念図を追記した。	p. 22	p. 41

注) 表中の修正箇所・事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

表 13-1(2) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査計画書	評価書案
4.3.1[6.3.1] 施工計画	(3)[6.3.1.3] 建設機械及び工事用車両	解体工事・土工事の際に使用するアスファルトフィニッシャーを使用する予定がなくなったため削除した。 工事期間中の工事用車両台数を追記した。	p. 23	p. 42
7 [7]環境影響評価の項目				
7.1.2[7.1.2] 選定した理由	(1)[7.1.2.1] 大気汚染	予測する項目と対象について追記した(以下同様)。	p. 138	p. 62
	(8)[7.1.2.8] 電波障害	地上デジタル波による受信障害は遮蔽障害のみとした理由を追記した。	p. 140	p. 65
7.2.2[7.2.2] 選択しなかった理由	(2)[7.2.2.1] 水質汚濁	工事の完了後の汚水の漏えい対策について、防液堤の設置場所を追記した。	p. 142	p. 68
	(5)[7.2.2.5] 史跡・文化財	工事中に文化財等が発見された場合は、教育委員会に届出を行う旨を追記した。	p. 143	p. 69
8 [8]調査等の方法[環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価]				
8.1 調査等の概要	表 8-1(6)、 8.2.8[8.8]調査等の概要(電波障害)[電波障害]	電波障害が予想される範囲に住宅等が分布されないことから、テレビ電波の送信状況を調査事項から削除した。	p. 149 p. 179	p. 385
8.2.1[8.1] 大気汚染	(2)[8.1.1.3] 調査方法	一般環境大気質調査地点を1地点微修正した。	p. 155	p. 76
8.2.2[8.2] 悪臭	(2)[8.2.1.3] 調査方法	現地調査の調査地点に定期測定及び放流槽の調査地点を追加した。	p. 159 ~ p. 160	p. 196 ~ p. 197
8.2.4[8.4] 土壌汚染	(3)[8.4.2.2] 予測及び評価の方法[予測]	予測の対象時点を、建設発生土が排出される時点又は期間ではなく、排出される時点及び期間とした。	p. 170	p. 307
8.2.8[8.8] 電波障害	(2)[8.8.1.3] 調査方法	予測範囲図(電波障害)[調査地域]の予測範囲を修正した。 事業者名、衛星名称、電波障害要確認範囲を修正した。	p. 180	p. 386
8.2.9[8.9] 景観	(1)[8.9.1.1] 調査事項及びその選択理由	選択理由に、高さの変更を追加した。	p. 182	p. 395
	(2)[8.9.1.3] 調査方法	現地調査地点位置図[代表的な眺望点及び眺望の調査地点]の調査地点を2地点微修正した。	p. 183	p. 396
	(3)[8.9.2.4] 予測及び評価の方法[予測方法]	予測方法に、景観構成要素の改変の程度を追加した。	p. 185	p. 407
8.2.10[8.10] 廃棄物	(3)[8.10.4.1] 予測及び評価の方法 [評価の指標]	工事の施工中に関する評価の指針を追加した。	p. 187	p. 450
8.2.11[8.11] 温室効果ガス	(3)[8.11.4.1] 予測及び評価の方法 [評価の指標]	総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)における温室効果ガス排出総量削減を講ずる努力を追加した。	p. 189	p. 461

注) 表中の修正箇所・事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

表 13-1(3) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査 計画書	評価書 案
9	[9] 該当対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名 [対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名]	予測・評価結果に伴い環境に影響を及ぼすと予想される影響範囲を修正した。	p. 190 ～ p. 191	p. 463 ～ p. 464

注) 表中の修正箇所・事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

### 13.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

〈知事からの意見〉

#### 第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

#### 【大気汚染、騒音・振動 共通】

ごみ収集車両等の走行による影響については、施設規模の増加に伴いごみ収集車両台数の増加も見込まれることから、ごみ収集地域、収集量等処理計画を詳細に検討し、関連車両台数の設定及び主要走行経路における予測・評価を行うこと。

#### 【悪臭】

施設の稼働に伴う悪臭の予測にあたっては、本事業による悪臭防止対策を基に類似事例等を参照する方法によることとしていることから、参照する事例等の本事業との類似性を明らかにした上で予測・評価すること。

#### 【騒音・振動】

本事業では、施設規模及びごみ処理方法の大きな変更が計画され、設備機器の能力、配置等が既存施設と異なることが想定されることから、予測条件の設定においては設備計画等を詳細に検討し、施設の稼働に伴う騒音・振動の予測・評価を行うこと。

#### 【廃棄物】

施設の稼働に伴う廃棄物の予測では、発生する廃棄物の種類、量、処理方法等を検討し、類似事例に基づき予測することとしているが、本事業では、施設規模及びごみ処理方法が既存施設と大きく異なる計画であることから、予測に用いる事例の本事業との類似性を明らかにしたうえで予測・評価すること。

### 【温室効果ガス】

本事業では、施設規模、ごみ処理方式が既存施設と異なる計画であることから、施設の稼働に伴うエネルギー使用量、ごみ焼却量について計画内容に合わせた設定根拠を示し、温室効果ガス排出量を予測すること。また、廃熱利用による発電では、設定した発電量のエネルギー収支を明らかにした上で温室効果ガス削減量を予測し、その妥当性を評価すること。

### 13.3 調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見の概要

調査計画書について、都民からの意見書が0件、周知地域区長（世田谷区長）からの意見書が1件提出された。周知地域区長からの意見の概要は以下のとおりである。

〈周知地域区長（世田谷区長）からの意見〉

#### 1 全般的事項

- ・ 現在の世田谷工場は、平成20年に竣工された「流動床式ガス化溶融炉」である。当時は、最先端技術ともいわれたが、たびたび有害物質であるダイオキシンの濃度が上昇し、作業環境が悪化したことから平成26年から平成27年にかけて計11回の運転中止と点検、修理を繰り返してきた。区としては、構造的欠陥があるものとして早期に建替を要望してきたところであり、今回のアセスメントの実施にあたっては、この経過を十分に留意されたい。すなわち、既存工場の解体にあたり、有害物質の飛散等が起こらないように細心の注意をはらわれたい。
- ・ 地域のまちづくりや周辺環境に調和するよう配慮するとともに、工事期間中及び供用後における環境保全対策が万全となるよう環境への影響について適切な予測・評価を実施されたい。
- ・ 地域特性に関する情報の把握にあたっては、過去の状況の推移及び将来の状況を十分に把握するよう留意されたい。

#### 2 項目に関する事項

##### 大気汚染

- ・ 工事が長期間に渡るため、建設機械・工事車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響による大気汚染について、必要な防止対策を講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。
- ・ 施設の稼働の影響による大気汚染について、必要な防止対策を講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

##### 悪臭

- ・ 施設の稼働の影響による悪臭について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

##### 騒音・振動

- ・ 工事の施工中にあたっては、建設機械の稼働及び工事車両の走行の影響による騒音及び振動について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。
- ・ 施設の稼働及びごみ収集車両等の影響による騒音及び振動について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

#### 土壌汚染

- ・ 汚染土壌が存在する可能性があるため、可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

#### 地盤

- ・ 掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の影響について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。
- ・ 地下構造物の存在による地盤への影響も予想されることから、評価項目として加え、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・評価を実施されたい。

#### 水循環

- ・ 掘削工事及び地下構造物の存在による地下水の水位、流況、湧水への影響について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

#### 日影

- ・ 計画建築物により生じる日照障害について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

#### 電波障害

- ・ 計画建築物及び施設の稼働により生じる電波障害について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。
- ・ 建設機械の稼働による電波障害への影響も予想されるため、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

#### 景観

- ・ 地上構造物の景観への影響について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

#### 廃棄物

- ・ 既存建築物等の解体・撤去の際は、事故履歴等を調査し、汚染の恐れがある範囲については特に適切に廃棄し、計画建築物の建設により発生する廃棄物及び建設発生土の影響について、必要な対策が講じられるよう可能な限り調査地域を明確にしたうえで、適切な予測・調査を実施されたい。

#### 温室効果ガス

- ・ 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出による影響について、必要な対策が講じられるよう適切な予測・調査を実施されたい。

### 3 その他

- 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、関係する情報を適時・適切に地域住民へ情報提供するとともに、丁寧な説明に努め、十分な理解が得られるよう配慮されたい。
- 喫緊の課題である地球温暖化防止対策について、工事期間中及び供用後における温室効果ガスの発生を低減するため、機材・工法及び施設・設備の資材等の選定にあたっては十分留意されたい。

## 14 その他

### 14.1 対象事業に必要な主な許認可等及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第12条 騒音規制法第6条 振動規制法第6条 水質汚濁防止法第5条 下水道法第12条の3
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条
水銀排出施設の設置届出	大気汚染防止法第18条の28

### 14.2 調査等を実施した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

調査等を実施した者	名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 : 管理者 吉住 健一 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
調査等の受託を受けた者	名 称 : 国際航業株式会社 代表者 : 代表取締役 藤原 協 所在地 : 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 新宿フロントタワー

### 14.3 評価書を作成するにあたって参考とした資料の目録

- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」  
(平成26年1月、厚生労働省労働基準局長通達)
- ・「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」  
(令和3年2月、東京都環境局)
- ・「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(令和4年1月、東京都総務局ホームページ)
- ・「人口の動き(令和3年中)」(東京都総務局ホームページ)
- ・「町丁目別人口 令和4年1月1日現在」(令和4年4月、世田谷区ホームページ)
- ・「平成26年経済センサス 基礎調査」(総務省統計局ホームページ)
- ・「令和3年度道路交通センサス」(一般社団法人交通工学研究会)
- ・「平成27年度道路交通センサス」(一般社団法人交通工学研究会)
- ・「平成27年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(東京都建設局ホームページ)
- ・「平成22年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(東京都建設局ホームページ)
- ・「平成17年度道路交通センサス一般交通量調査結果」  
(国土交通省関東地方整備局ホームページ)
- ・「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」(国土交通省ホームページ)
- ・「1日平均駅別乗降人員」(小田急電鉄ホームページ)
- ・「各駅1日平均乗降人員」(小田急交通広告ホームページ)
- ・「経堂駅、千歳船橋駅、祖師ヶ谷大蔵駅(小田急線)の乗降客数の統計」  
(統計情報リサーチホームページ)
- ・「2016、2017、2018、2019、2020年度乗降人員」(東急電鉄ホームページ)
- ・「特別区の統計」(令和3年3月、特別区協議会ホームページ)
- ・「世田谷の土地利用2021」(令和5年4月、世田谷区)
- ・「せたがや iMap『R03 建物高さランク図』(世田谷区電子地図情報配信サービス)」  
(世田谷区ホームページ)
- ・「世田谷区都市計画図1」(令和5年4月、世田谷区)
- ・「学校基本調査報告 令和4年度」(東京都総務局ホームページ)
- ・「文部科学省関係機関リンク集 教育」(文部科学省ホームページ)
- ・「社会福祉施設等一覧」(令和5年5月1日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「医療機関届出情報」(令和5年7月1日現在、医療介護情報局ホームページ)
- ・「都内公立図書館一覧」(東京都立図書館ホームページ)
- ・「東京都認証保育所一覧」(令和5年11月21日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「幼保連携型認定こども園 施設一覧」  
(令和5年4月1日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「高齢者施設一覧」(令和5年11月1日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「世田谷の美術館・博物館・ギャラリー一覧」(世田谷ガイドホームページ)
- ・「公園・緑地」(世田谷区ホームページ)
- ・「公園調書」(東京都ホームページ)
- ・「世田谷区ウォーキングマップ」(世田谷区ホームページ)

- ・「関東の一級河川」（国土交通省ホームページ）
- ・「多摩川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料」  
（令和 5 年 3 月、国土交通省 水管理・国土保全局）
- ・「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成 29 年 7 月、東京都）
- ・「多摩川水系谷沢川及び丸子川流域河川整備計画」（平成 29 年 7 月、東京都）
- ・「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」（平成 22 年 7 月、東京都世田谷区）
- ・「漁業権設定状況」（平成 5 年 12 月現在、東京都産業労働局ホームページ）
- ・「河川整備基本方針 多摩川水系」（国土交通省ホームページ）
- ・「東京都下水道局事業概要(令和 3 年版)」（東京都下水道局ホームページ）
- ・「地域気象観測所一覧」（令和 4 年 3 月 16 日現在、気象庁ホームページ）
- ・「過去の気象データ・ダウンロード」（気象庁ホームページ）
- ・「大気汚染測定結果ダウンロード」（東京都環境局ホームページ）
- ・「有害大気汚染物質のモニタリング調査」（東京都環境局ホームページ）
- ・「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」（神奈川県ホームページ）
- ・「未来の東京」戦略 version up 2023（令和 5 年 1 月、東京都）
- ・「都市づくりのグランドデザインー東京の未来を創ろうー」（平成 29 年 9 月、東京都）
- ・「東京の都市づくりビジョン（改定）」（平成 21 年 7 月、東京都）
- ・「東京都環境基本計画」（令和 4 年 9 月、東京都）
- ・「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」（令和 3 年 3 月、東京都）
- ・「ヒートアイランド対策ガイドライン」（平成 17 年 7 月、東京都）
- ・「ヒートアイランド対策取組方針」（平成 15 年 3 月、東京都）
- ・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（令和 3 年 9 月、東京都）
- ・「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年 4 月、東京都）
- ・「東京都建設リサイクル推進計画」（令和 4 年 4 月、東京都）
- ・「東京都建設リサイクルガイドライン」（令和 5 年 4 月、東京都）
- ・「東京地域公害防止計画」（平成 24 年 3 月、東京都）
- ・「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」  
（平成 25 年 7 月、東京都）
- ・「東京が新たに進めるみどりの取組」（令和元年 5 月、東京都）
- ・「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」（平成 24 年 5 月、東京都）
- ・「在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月、東京都）
- ・「東京都景観計画-美しく風格のある東京の再生-」（平成 30 年 8 月改定、東京都）
- ・「世田谷区基本構想」（平成 25 年 9 月議会議決、世田谷区）
- ・「世田谷区基本計画（平成 26 年度（2014 年度）～令和 5 年度（2023 年度））」  
（平成 26 年 3 月、世田谷区）
- ・「世田谷区環境基本計画（後期）」（令和 2 年 3 月、世田谷区）
- ・「世田谷区みどりの基本計画 2018 年度～2027 年度」（平成 30 年 3 月、世田谷区）
- ・「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」（令和 5 年 3 月策定、世田谷区）
- ・「世田谷区都市整備基本方針 第一部 都市整備の基本方針」（平成 26 年 4 月、世田谷区）
- ・「世田谷区都市整備基本方針 第二部 地域整備方針」（平成 27 年 4 月、世田谷区）

- ・「世田谷区一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（2020年度～2024年度）」  
(令和2年3月、世田谷区)
- ・「風景づくり計画」（平成27年4月、世田谷区）
- ・「公害苦情統計調査」（令和4年4月、東京都環境局ホームページ）
- ・「有害大気汚染物質のモニタリング調査」（令和3年9月、東京都環境局ホームページ）
- ・「ダイオキシン類調査結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「世田谷区内の大気汚染調査結果」（世田谷区ホームページ）
- ・「大気汚染測定結果ダウンロード」（東京都環境局ホームページ）
- ・「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」（平成12年12月、公害対策研究センター）
- ・「建設機械等損料表 令和5年度版」（一般社団法人日本建設機械施工協会）
- ・「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所、  
独立行政法人 土木研究所）
- ・「都内自動車排出ガス量等算出調査委託報告書」（平成24年3月、東京都環境局）
- ・「平成27年度都内自動車排出ガス量等算出調査委託報告書」  
(平成29年11月、東京都環境局)
- ・「平成27年度 自動車交通騒音調査結果」（令和元年3月、東京都環境局）
- ・「平成29年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和元年7月、東京都環境局）
- ・「平成30年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和2年3月、東京都環境局）
- ・「令和元年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和3年3月、東京都環境局）
- ・「令和2年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和4年3月、東京都環境局）
- ・「令和3年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和4年3月、東京都環境局）
- ・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（令和4年3月、環境省）
- ・「土壌汚染の調査及び対策について（平成31年4月1日版）」  
(令和5年11月、東京都環境局ホームページ)
- ・「東京都(区部)大深度地下地盤図 東京都地質図集6」（平成8年、東京都土木技術研究所）
- ・「数値地図」（令和5年11月閲覧、国土地理院ホームページ）
- ・「持続可能な地下水の保全と利用に向けて（地下水・地盤沈下検証結果報告書）」  
(令和4年7月、東京都環境局)
- ・「水理公式集」（1974年、土木学会）
- ・「気象統計情報」（令和6年1月、気象庁ホームページ）
- ・「平成30年度 公共用水域水質測定結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「令和元年度 公共用水域水質測定結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「令和2年度 公共用水域水質測定結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「令和3年度 公共用水域水質測定結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「令和4年度 公共用水域水質測定結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「平成30年度 河川水質調査結果」（世田谷区ホームページ）
- ・「平成31年度 河川水質調査結果」（世田谷区ホームページ）
- ・「令和2年度 河川水質調査結果」（世田谷区ホームページ）
- ・「東京の地下水質調査結果」（東京都環境局ホームページ）

- ・「要措置区域等の指定状況」（東京都環境局ホームページ）
- ・「水準基標測量成果表（基準日・令和5年1月1日）」  
（令和5年7月、東京都土木技術支援・人材育成センター）
- ・「令和4年地盤沈下調査報告書」（令和5年7月、東京都土木技術支援・人材育成センター）
- ・「日本の地形レッドデータブック第1集―危機にある地形―」（平成12年12月、古今書院）
- ・「日本の地形レッドデータブック第2集―危機にある地形―」（平成14年3月、古今書院）
- ・「土地分類基本調査（垂直調査）地質断面図」  
（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）
- ・「環境影響評価書―世田谷区清掃工場建替事業―」  
（平成14年7月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「東京の湧水マップ 令和5年度調査」（令和6年3月、東京都環境局）
- ・「東京都の代表的な湧水」（環境省ホームページ）
- ・「東京の名湧水57選」（東京都環境局ホームページ）
- ・「令和4年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」  
（令和6年3月、東京都環境局）
- ・「衛星放送の現状〔令和5年度版〕」  
（令和5年4月、総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課）
- ・「令和4年度清掃工場等作業年報【資料編】」  
（令和5年10月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」  
（令和6年4月、東京都環境局）
- ・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 5.0」（令和6年2月、環境省・経済産業省）
- ・「環境省版レッドリスト2020」（令和2年3月、環境省）
- ・「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版～レッドデータブック東京2013（区部）」  
（平成25年5月、東京都環境局）
- ・「生きものつながる世田谷プラン」（世田谷区ホームページ）
- ・「世田谷区ウォーキングマップ（「歩こう、動こう」の取組み）」（世田谷区ホームページ）
- ・「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図」  
（環境省生物多様性センターホームページ）
- ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和53年7月、条例第63号）
- ・「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都教育委員会ホームページ）
- ・「一般廃棄物処理基本計画」（令和3年2月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「事業概要 令和3年版」（令和3年7月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報（東京23区）平成30年度」（令和元年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報（東京23区）令和元年度」（令和2年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報（東京23区）令和2年度」（令和3年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報（東京23区）令和3年度」（令和4年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
- ・「清掃事業年報（東京23区）令和4年度」（令和5年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）

- ・「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2019年度速報値）」  
（令和3年6月、東京都環境局）
  - ・「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2018年度実績値）」  
（令和3年3月、東京都環境局）
- 以上

令和8年3月発行

印刷物登録

令和7年度 第120号

## 環境影響評価書の概要

—世田谷清掃工場建替事業—

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部  
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階  
電話番号 03(6238)0915

印刷 株式会社西光美術  
東京都八王子市中野山王二丁目5番22号  
電話番号 042(623)2235

再生紙を使用しています。